

# 平成18年第1回北信広域連合議会定例会会議録（第1号）

北信広域連合告示 第 号

平成18年2月8日（水） 中野市役所31号・32号会議室に開く。

平成18年2月8日（水） 午前10時開議

## 議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期等の決定
- 4 議案第 1号 北信広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第 2号 北信広域連合障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例案
- 6 議案第 3号 平成17年度北信広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 7 議案第 4号 平成18年度北信広域連合一般会計予算
- 8 議案第 5号 平成18年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算
- 9 議案第 6号 平成18年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
- 10 議案第 7号 平成18年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
- 11 議案第 8号 平成18年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
- 12 議案第 9号 平成18年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
- 13 議案第10号 平成18年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算
- 14 議案第11号 平成18年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計予算
- 15 議案第12号 平成18年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会

計予算

- 16 議案第13号 平成18年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算
- 17 議案第14号 平成18年度北信広域連合公平委員会特別会計予算
- 18 議案第15号 北信広域連合公平委員会委員の選任の同意について

本日の会議に付した事件 ……… 議事日程に同じ

出席議員 次のとおり(21名)

- |            |             |
|------------|-------------|
| 1番 勝山泰明議員  | 12番 坂原シモ議員  |
| 2番 荻原勉議員   | 13番 富井耕一議員  |
| 3番 宮崎元明議員  | 14番 武田貞夫議員  |
| 4番 沼田喜一議員  | 15番 渡辺正男議員  |
| 5番 佐藤秀彦議員  | 16番 高山功議員   |
| 6番 小林洋之議員  | 17番 青木豊一議員  |
| 8番 島田伯昭議員  | 18番 吉岡勝議員   |
| 9番 望月弘幸議員  | 19番 藤木八十治議員 |
| 10番 中嶋元三議員 | 20番 久保田三代議員 |
| 11番 高木尚史議員 | 21番 清水保雄議員  |
|            | 23番 武田典一議員  |

欠席議員 次のとおり(2名)

- |           |            |
|-----------|------------|
| 7番 山上政彦議員 | 22番 山崎治茂議員 |
|-----------|------------|

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| 事務局長 西原 仁          | 主 査 小野 幸司 |
| 事務局次長補佐兼総務係長 石川 保文 | 主 査 西田 幸一 |
| 保険福祉係長 宮崎 均        |           |

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

- |            |            |
|------------|------------|
| 広域連合長 青木 一 | 幹 事 土屋 喜久夫 |
|------------|------------|

副広域連合長	木内正勝	幹事	富井俊雄
副広域連合長	中山茂樹	幹事	齋藤家富
副広域連合長	柳澤萬壽雄	事務局次長	松木隆一
副広域連合長	河野幹男	望岳荘施設長	湯本和男
副広域連合長	高橋彦芳	高社寮施設長	池田剛
助役	小林貫男	千曲荘施設長	金井晃
収入役	西川詔男	いで湯の里施設長	大井良元
幹事	豊田敏夫	菜の花苑施設長	丸山善雄
幹事	清水侃	ふるさと苑施設長	中島伸雄
幹事	岩本敏男		

(開議) (午前10時00分)

(開会に先立ち、西原事務局長が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

## 1 開会

議長(高山 功君) ただいま報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより、平成18年第1回北信広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程第1号のとおりでありますから、ご了承願います。

議長(高山 功君) ここで、広域連合長からあいさつがあります。

青木広域連合長。

(広域連合長 青木 一君 登壇)

広域連合長(青木 一君) 本日ここに、平成18年第1回北信広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、ご出席をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

さて、この冬は例年になく大雪に見舞われ、管内の市町村におかれましても、住宅及びビニールハウス等、農業用施設、また樹木などに大きな被害が出ており、被害に遭われた皆様方には心よりお見舞いを申し上げますとともに、被害に負けずに一日も早く再起してほしいと切に願うところであります。

また、地域住民の方々におかれましては除雪や排雪の処理に大変苦慮され、努力をしてい

ただいております。当広域連合管内の老人ホームの施設においても大きな被害はありませんが、窓ガラスが割れたり、軒先の凍結により雨漏りの被害が出ており、引き続き雪害対応につきましては、一層の万全を期したいと考えております。

次に、博悠会が栄村に建設いたします老人ホームであります。既にご承知のとおり、12月5日に入札、12月15日には地鎮祭が行われ、着工の運びとなり、しかし、この大雪のため工事の進行のおくれが気になるところでありますが、本年の10月1日の開所予定に向け、今後は一日も早い完成を見守ると同時に、議員各位の格別なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

1月に入りまして、老人ホームの3施設においてインフルエンザが発生いたしました。日ごろから健康管理につきましては細心の注意を払っていたわけですが、入所者及び職員あわせて17名の発症が確認されました。今後は、施設利用者及び職員の健康管理についてさらに万全な体制をとってまいり所存であります。

さて、国においても地方においても依然厳しい財政状況が続いておりますが、広域連合でもより一層の経費節減を図り、むだのないスリム化に努めておるところであります。既に平成17年度もあと2カ月を残すのみとなってまいりましたが、おかげさまで北信広域連合の主要事業であります老人ホームの運営につきましては、制度改革に伴い、大幅な収入減になったものの、関係各位の皆様のご協力によりまして、ここまで順調に推移してきております。今後とも引き続きご理解とご協力をお願い申し上げる次第であります。

平成18年度の新年度予算であります。市町村財政の厳しい折、健全財政の堅持を図りながらサービスの低下を来さないよう、限られた予算で知恵と工夫を出し合い、最大の効果が上がることを念頭に置き予算編成をさせていただきました。

細部につきましては、各議案の中でご説明申し上げますが、前段でも申し上げましたとおり、今後ともさらに経費節減に努め、健全財政を維持するとともに、サービスの向上には全力で取り組み、地域住民の福祉増進及び地域振興に寄与してまいり所存であります。議員各位におかれましても、格別なご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日、提案いたします議案は条例案2件、補正予算案1件、新年度予算案11件、人事案1件、計15件であります。よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます、簡単ではありますが、ごあいさつとさせていただきます。

## 2 会議録署名議員の指名

議長（高山 功君） 日程2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、

4番 沼田喜一 議員

5番 佐藤秀彦 議員

を指名いたします。

### 3 会期等の決定

平成18年第1回北信広域連合議会定例会運営日程（案）

会期：平成18年2月8日（水）～2月16日（木） 9日間

月 日	曜日	時 間	会 議	摘 要
2月 8日	水	午前10時	本会議	開会、会期等決定、議案提案説明
9日	木		休 会	議案審査のため
10日	金		＂	議案審査のため
11日	土		＂	土曜日のため
12日	日		＂	日曜日のため
13日	月		＂	議案審査のため
14日	火		＂	議案審査のため
15日	水		＂	議案審査のため
16日	木	午前10時	本会議	議案質疑、一般質問、討論、採決、閉会

議長（高山 功君） 日程3 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、お手元に配付いたしました平成18年第1回北信広域連合議会定例会運営日程（案）のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高山 功君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期については、運営日程（案）のとおりと決しました。

なお、監査委員から報告のありました、例月出納検査及び定期監査の結果をお手元に配付いたしてありますので、ご了承願います。

議事に入る前に、以降議案の「北信広域連合」の部分については、省略をさせていただき

ますので、ご了承願います。

4 議案第 1号 北信広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

5 議案第 2号 北信広域連合障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例案

議長（高山 功君） 日程第4 議案第1号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第5 議案第2号 障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例案の2議案を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

青木広域連合長。

（広域連合長 青木 一君 登壇）

広域連合長（青木 一君） 議案第1号 北信広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、社会情勢から判断して廃止することが妥当と思われるため、現在施設勤務の職員に支給をしている福祉業務手当について死亡者の取り扱いに従事した場合の手当を除き、他を廃止するものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

次に、議案第2号 北信広域連合障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例案についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、平成18年4月1日から施行される障害者自立支援法に基づき、障害福祉サービスを利用するための障害程度区分を判定することを目的とした障害程度区分認定審査会を設置するに当たり、審査会の委員の定数は同法により条例で定めることとされていることから、新たに定数条例を制定するものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

6 議案第 3号 平成17年度北信広域連合一般会計補正予算（第2号）

議長（高山 功君） 日程6 議案第3号 平成17年度一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

青木広域連合長。

（広域連合長 青木 一君 登壇）

広域連合長（青木 一君） 議案第 3 号 平成 1 7 年度北信広域連合一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。

本案は、補正総額 6 7 6 万 3 , 0 0 0 円を減額し、補正後の予算総額は 5 億 9 9 4 万 1 , 0 0 0 円となります。

歳入は 1 款分担金及び負担金で 6 7 6 万 3 , 0 0 0 円の減額であります。内訳は、1 項分担金 1 目市町村分担金で栄村に建設される特別養護老人ホームの事業主体である博悠会に対する補助金の確定に伴い 6 7 6 万 3 , 0 0 0 円を減額するものであります。

歳出につきましては、3 款民生費 1 項社会福祉費 4 目老人福祉費で 6 7 6 万 3 , 0 0 0 円を減額するものであります。これは歳入でもご説明申し上げましたとおり、栄村に建設される特別養護老人ホームの事業主体である社会福祉法人博悠会に対する補助金であります。1 2 月 5 日に入札が行われ、建設事業費が決定し、補助金が確定したことから減額するものであります。

また、建設される特別養護老人ホームの開所が平成 1 8 年 1 0 月となることから、平成 1 7 年度に補助金の交付決定をし、支出は平成 1 8 年度としたいため、あわせて補正後の予算 1 億 3 , 7 2 3 万 7 , 0 0 0 円の繰越明許費を設定するものであります。

以上であります。

- 7 議案第 4 号 平成 1 8 年度北信広域連合一般会計予算
- 8 議案第 5 号 平成 1 8 年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算
- 9 議案第 6 号 平成 1 8 年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
- 1 0 議案第 7 号 平成 1 8 年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算
- 1 1 議案第 8 号 平成 1 8 年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
- 1 2 議案第 9 号 平成 1 8 年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算
- 1 3 議案第 1 0 号 平成 1 8 年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計  
予算
- 1 4 議案第 1 1 号 平成 1 8 年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計  
予算
- 1 5 議案第 1 2 号 平成 1 8 年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計  
予算
- 1 6 議案第 1 3 号 平成 1 8 年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計予算

17 議案第14号 平成18年度北信広域連合公平委員会特別会計予算

議長（高山 功君） 日程7 議案第4号 平成18年度一般会計予算から日程17 議案第14号 平成18年度公平委員会特別会計予算までの11議案を一括議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

青木広域連合長。

（広域連合長 青木 一君 登壇）

広域連合長（青木 一君） 議案第4号から議案第14号まで一括してご説明を申し上げます。

なお、北信広域連合の部分につきましては以降省略させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、議案第4号 平成18年度一般会計予算について申し上げます。本案の予算総額は昨年度より1億4,748万円減の3億7,987万8,000円でございます。

それでは歳入からお願いをいたします。1款分担金及び負担金が2億2,559万9,000円であります。これは関係市町村からの経常経費、介護保険、特養建設にかかわる起債償還分及び病院群輪番制病院運営補助事業分担金等の継続事業分を計上したほか、本年度、特に障害者自立支援法にかかわる審査会設置経費として528万9,000円を計上いたしました。

2款県支出金では414万7,000円を計上いたしました。内訳はコモンズ支援金事業補助金257万7,000円、美しいまち・ふるさとの道再生モデル事業補助金157万円です。

3款繰入金では1億4,823万4,000円を計上いたしました。内訳は特養4施設の建設費の起債償還分1億3,427万9,000円及び主として老人福祉事務に従事する事務局職員の人件費2人分1,395万5,000円を老人ホームの各特別会計からの繰入金として計上いたしました。

続いて歳出であります。2款総務費の主なもので1項総務管理費が8,810万6,000円です。内訳は職員8人分の人件費のほか広域観光、保健福祉の推進に当たり研究会を組織し、今後の広域連合のあるべき姿を検討する経費として490万8,000円、人事給与システムの導入で300万5,000円、県補助事業の継続事業といたしまして広域的観光をさらに推進するため、圏域案内サイン6カ所の設置費用235万6,000円を計上いたしました。

3款民生費1項社会福祉費では6,944万円で、主なもののうち1目介護保険総務費で

は職員2人分の人件費で1,182万4,000円、2目介護認定審査会費では審査会運営費及び介護認定システム保守点検、システム借上料などで1,644万5,000円、3目入所判定委員会費では6万2,000円、4目老人福祉費では3,553万4,000円ですが、これは繰出金として特別養護老人ホーム望岳荘改築事業に充てたふるさと市町村圏基金への償還金2,644万2,000円、ふるさと苑会計への交付金の繰出金909万2,000円を計上いたしました。5目入所検討委員会費では28万6,000円、6目障害認定審査会費では528万9,000円で審査会運営費及びシステム開発委託料などで528万9,000円を計上いたしました。

4款衛生費では、3,379万4,000円で病院群輪番制病院運営事業補助金として計上いたしました。

5款公債費では1億8,635万1,000円で5施設の老人ホーム建設にかかわる起債償還金として計上いたしました。

次に、老人ホーム特別会計に関しまして、各施設に共通する事項についてご説明を申し上げます。構成町村の負担軽減を図るため、建設費の起債償還分を各事業特別会計で継続して支出することといたしました。

なお、菜の花苑事業特別会計につきましては、起債借入時の経緯もあり、従来どおり市町村分担金でお願いしてございます。

次に、施設利用者へのサービスの向上についてであります。平成17年10月の制度改正から利用者ごとの栄養状態の把握、個々の摂食、嚥下栄養機能に着目した食形態にも配慮をし、栄養ケア計画の策定等を行うことにより、介護報酬の評価対象となったことに伴い、栄養管理体制を向上させるため、栄養ケアマネジメント導入経費を計上いたしました。

また、介護サービス向上に向けた看介護職員の充実、機能回復訓練の充実及びユニットケア方式に向けた研究・試行を行うため嘱託職員の充実を図りました。

次に、施設利用者の待遇改善、安全性の確保の面からはリクライニング式車いす等の更新、特殊浴槽の更新、電動ベッド及び低床ベッドの更新など、また設備面では養護の居室改善、コンセント増設、エアコン設備設置等を予定しております。

今後とも施設利用者の利便性の向上、施設サービスの充実に向け施設整備、体制強化、職員研修等をできるだけ充実してまいる所存でありますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第5号 平成18年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、望岳荘の施設利用者90人及び短期入所施設6床分の処遇にかかわるもので、予算総額は3億8,606万7,000円でございます。

歳入では主な財源であります1款分担金・負担金として施設利用者負担金3億6,874万3,000円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇にかかわる1款民生費が3億8,086万6,000円です。新規拡大分としては栄養ケアマネジメント導入に伴う経費に116万6,000円、介護保険支援システム保守・借上料に127万円、介護用・医療用備品の更新に60万5,000円などを計上いたしました。

3款諸支出金では、財政調整基金積立金に220万円を計上しております。

次に、議案第6号 平成18年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、老人ホーム高社寮のうち、特別養護老人ホーム利用者70人及び短期入所施設6床分の処遇にかかわるもので、予算総額は2億9,640万6,000円でございます。

歳入では主な財源であります、1款分担金及び負担金として施設利用者負担金2億8,796万9,000円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇にかかわる1款民生費が2億8,180万5,000円です。

新規拡大分としては、栄養ケアマネジメント導入に伴う経費26万7,000円、介護保険支援システム保守・借上料に127万円、居室改修、酸素増設、コンセント増設分の施設整備に241万6,000円などを計上いたしました。

3款諸支出金では、財政調整基金積立金に1,160万円を計上しております。

次に、議案第7号 平成18年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、老人ホーム高社寮のうち、養護老人ホーム利用者50人の処遇にかかわるもので、予算総額は1億2,589万5,000円でございます。

歳入では、主な財源であります、1款分担金及び負担金として老人保護措置費負担金1億1,155万6,000円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇にかかわる1款民生費が1億2,449万5,000円です。

新規拡大分としては、介護保険支援システム保守・借上料127万円、居室用エアコン導

入費に163万3,000円、居室改修、コンセント増設等、医務室エアコン購入費の施設整備に258万8,000円などを計上いたしました。

2款諸支出金では、財政調整基金積立金に20万円を計上しております。

次に、議案第8号 平成18年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、老人ホーム千曲荘のうち、特別養護老人ホーム利用者60人及び短期入所施設6床分の処遇にかかわるもので、予算総額は2億5,600万円でございます。

歳入では、主な財源であります1款分担金及び負担金として施設利用者負担金2億4,980万6,000円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇にかかわる1款民生費が2億5,169万9,000円です。

主なものとしては、施設整備にかかわる起債償還分の一般会計繰出金に1,619万6,000円、新規拡大分としては栄養ケアマネジメント導入に伴う経費に26万7,000円、介護保険支援システム保守・借上料に127万円、玄関自動ドア及び火災通報装置修繕、洗濯脱水機及び電動ベッド等の施設整備に484万9,000円、施設長の嘱託化に伴う嘱託報酬などを計上いたしました。

3款諸支出金では、財政調整基金積立金に210万円を計上いたしております。

次に、議案第9号 平成18年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、老人ホーム千曲荘のうち、養護老人ホーム利用者50人の処遇にかかわるもので、予算総額は1億2,400万円でございます。

歳入では、主な財源であります、1款分担金・負担金として老人保護措置費負担金1億1,023万4,000円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇にかかわる1款民生費が1億2,260万円です。

新規拡大分としては、居室改修、静養室トイレ改修、玄関自動ドア修繕の施設整備に220万1,000円などを計上いたしました。

次に、議案第10号 平成18年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、いで湯の里の施設利用者70人及び短期入所施設10床分の処遇にかかわるもので、予算総額は3億2,489万4,000円でございます。

歳入では、主な財源であります、1款分担金・負担金として施設利用者負担金3億180万4,000円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇にかかわる1款民生費が3億2,209万2,000円であります。

主なものとして、施設整備にかかわる起債償還分の一般会計繰出金に2,994万2,000円、新規拡大分として介護保険支援システム保守・借上料に127万円、特殊浴槽更新及び流し台改修工事の施設整備に689万5,000円、施設長の嘱託化に伴う嘱託報酬などを計上いたしました。

3款諸支出金では、財政調整基金積立金に20万円を計上しております。

次に、議案第11号 平成18年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、菜の花苑の施設利用者60人及び短期入所施設10床分の処遇にかかわるもので、予算総額は2億8,338万7,000円でございます。

歳入では、主な財源であります、1款分担金及び負担金として施設利用者負担金2億6,677万6,000円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇にかかわる1款民生費が2億8,148万6,000円であります。

新規拡大分としては、栄養ケアマネジメント導入に伴う経費に121万7,000円、介護保険支援システム保守・借上料に127万円、介護用・医療用備品の更新に26万7,000円などを計上いたします。

3款諸支出金では、財政調整基金積立金に90万円を計上しております。

次に、議案第12号 平成18年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、ふるさと苑の施設利用者70人及び短期入所施設5床分の処遇にかかわるもので、予算総額は3億2,301万5,000円でございます。

歳入では、主な財源であります、1款分担金及び負担金として施設利用者負担金2億8,469万9,000円を見込んでおります。

歳出では、施設運営と利用者処遇にかかわる1款民生費が3億1,991万4,000円あります。

主なものとして、施設整備にかかわる起債償還分の一般会計繰出金に4,899万

4,000円、新規拡大分として栄養ケアマネジメント導入に伴う経費124万2,000円、介護保険支援システム保守・借上料に127万円、研修室手洗い器新設工事費30万5,000円などを計上いたしました。

3款諸支出金では、財政調整基金積立金に10万円を計上しております。

次に、議案第13号 平成18年度ふるさと市町村圏事業特別会計予算について申し上げます。

本案は、予算総額が2,834万3,000円でございます。

歳入では、1款財産収入の財産運用収入400万3,000円、2款繰入金では特別養護老人ホーム望岳荘建設事業貸付にかかわる元金返済分の繰入金2,346万円、3款繰越金88万円を計上いたしました。

歳出では、1款広域市町村圏振興整備事業費の広域圏振興整備事業費に449万2,000円を計上いたしまして観光の里・スポーツの里づくり事業等で各種ソフト事業のほか広域広報紙の発行事業を予定しております。

また、望岳荘建設事業貸付にかかわる元金の返済に伴う、その積立金2,346万円を計上いたしました。

次に、議案第14号 平成18年度公平委員会特別会計予算について申し上げます。

本案は、予算総額が140万円でございます。

歳入では、1款分担金及び負担金で共同処理する組織市町村等からの分担金115万3,000円、他会計繰入金15万7,000円、繰越金9万円を計上いたしました。

歳出では、1款総務費138万9,000円のほか予備費を計上いたしました。

以上、11議案につきまして一括ご説明を申し上げます。各会計の詳細につきましては、事務局次長及び各施設長から補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

なお、主要事業の概要につきましては、お手元に「主要施策概要説明書」を申し上げますので参考にさせていただきたいと存じます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（高山 功君） 続いて事務局次長及び各施設長において本案の補足説明がありましたら、お願いします。

（事務局次長 拳手）

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 議案第4号 平成18年度一般会計予算について補足説明をいた

します。概要説明書1ページをお願いいたします。

1款1項議会費61万2,000円ありますが、報酬、会議録編集委託料等でございます。

2款1項総務管理費8,810万6,000円ありますが、1目一般管理費として事務局職員人件費のほか、総合行政ネットワークの保守委託、それから使用料等々でございます。

2目企画費として広域研究会、基本計画審議会、広域観光ホームページ、防災ハンドブック作成、圏域案内サイン設置工事費等でございます。

2ページをお願いいたします。

2項選挙費10万6,000円ありますが、選挙管理委員会定例会の運営費であります。

3項監査委員費でございます。46万9,000円ありますが、毎月の出納検査、定期監査、それから決算監査にかかわる運営費でございます。

3款1項社会福祉費6,944万円ありますが、1目介護保険総務費として事務局職員人件費が主なものであり、2目介護認定審査会費は年間123回開催されます報酬、認定支援システム借上料・委託料が主なものであります。3目入所判定委員会費は、12回の開催運営費でございます。5目入所検討委員会費は、年4回の開催運営費、6目障害認定審査会は障害者自立支援法に基づく審査会15回分の報酬及びシステム開発・保守委託料等が主なものでございます。

4款1項保健衛生費3,379万4,000円でございますが、病院群輪番制運営事業でありまして、北信総合病院、飯山赤十字病院の補助を予定してございます。

以上でございます。

(望岳荘施設長 拳手)

議長(高山 功君) 望岳荘施設長。

望岳荘施設長(湯本和男君) 議案第5号 平成18年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計についてご説明申し上げます。

概要説明書の3ページをお願いいたします。1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費について申し上げます。1目施設総務費におきましては、産休・育休を含む嘱託職員16人分の報酬及び一般職員35人分の給料等人件費関係と施設建設起債繰出金が主なものであります。

2目施設管理費では、施設一般管理事業で設備の保守点検委託料が主なもので、施設設備の適切な維持管理を図るものです。

3目施設生活費では、光熱水費、食事賄い材料など需用費に5,857万5,000円を施設利用者の生活にかかわる費用として計上しました。

4目保健衛生費では医薬材料費、入所者健康管理検査手数料等が主なものでございます。以上でございます。

(高社寮施設長 挙手)

議長(高山 功君) 高社寮施設長。

高社寮施設長(池田 剛君) それでは議案第6号 平成18年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計につきまして、ご説明申し上げます。

概要説明書の4ページをお願いいたします。

1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費について申し上げます。1目施設総務費におきましては産休・育休代替を含む嘱託職員9人の報酬及び一般職員29人分の給料等の人件費関係が主でございます。

2目施設管理費でございますが、施設一般管理事業から清掃業務委託事業までにつきましてはごらんのとおりでございます。施設設備整備事業につきましては、感染症患者対応として居室改修工事134万1,000円、また各部屋への酸素吸入設備工事として78万8,000円、養護と按分でございますが、各居室の電気の容量不足対応としてコンセント増設工事、総額47万5,000円等が主なものでございまして、施設利用者の利便性の向上を図るものでございます。

また、備品といたしまして養護と按分でございますけれども、食品の安全を図るため厨房用冷蔵庫の更新、総額で48万3,000円、医務室のエアコンの容量不足の解消を図るためエアコンの更新、総額51万7,000円、また快適な居住化を図るため脱臭機3台37万5,000円等を計上いたしました。

3目施設生活費では、施設利用者の生活にかかわる費用として施設生活費、施設入所者管理事業費はごらんのとおりでございます。施設生活設備整備事業といたしましては、車いす5台35万8,000円の更新を計上いたしました。

4目保健衛生費では医薬材料費、入所者健康管理検査手数料等が主なものでございます。

続きまして、議案第7号 平成18年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計についてご説明申し上げます。

概要説明書の5ページをお願いいたします。

1款民生費1項養護老人ホーム事業費について申し上げます。1目施設総務費におきまし

ては、産休・育休代替を含む嘱託職員3人分の報酬及び一般職員12人分の給料等の人件費関係が主なものでございます。

2目の施設管理費としましては、施設一般管理事業と職員予防接種等事業につきましては、ごらんとおりでございます。入所者高齢化・重度化対応事業としまして、居室2部屋を畳からフローリングの床への改修工事でございます。86万6,000円。施設整備事業でございますが、コンセント増設と冷蔵庫につきましては特養で説明したとおりでございます。

3目施設生活費におきましては、特に施設生活設備整備事業として静養室での利用者の落下防止として、低床電動ベッド3台の更新78万3,000円を計上いたしました。施設生活費から扶助費につきましてはごらんいただきたいと思えます。

4目保健衛生費では、医薬材料費、入所者の健康管理検査手数料等が主なものでございます。

以上でございます。

(千曲荘施設長 挙手)

議長(高山 功君) 千曲荘施設長。

千曲荘施設長(金井 晃君) 次に、議案第8号 平成18年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計につきまして、ご説明を申し上げます。概要説明書の6ページをお願いいたします。

1款民生費1項特別養護老人ホーム事業でございます。1目施設総務費につきましては、産休・育休代替を含む嘱託職員11人分の報酬及び一般職員23人分の給料等の人件費関係が主たるものでございます。

3目施設生活費の関係につきまして、備品関係につきましては5台分の介護ベッドの購入など115万5,000円計上いたしております。特養の関係は以上でございます。

次に、議案第9号 平成18年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計につきましてご説明を申し上げますが、概要説明書の次の7ページになります。

1款民生費1項養護老人ホーム事業について申し上げます。1目施設総務費におきましては産休・育休代替を含む嘱託職員1名分の報酬及び一般職員12人分の給料等の人件費関係でございます。

あとはごらんいただいたとおりですが、4目保健衛生費関係でございますが、これにつきましては備品といたしまして吸引器増設1台分、それから血液中の酸素を測定する酸素オキシメータというのがあります。これを合わせて10万6,000円ほどを計上しております。

ほかごらんいただいたとおりでございます。以上でございます。

(いで湯の里施設長 挙手)

議長(高山 功君) いで湯の里施設長。

いで湯の里施設長(大井良元君) 議案第10号 平成18年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計につきましてご説明を申し上げます。概要説明書の8ページをお願いします。

1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費について申し上げます。1目施設総務費におきましては育休代替を含む嘱託職員12名分の報酬及び一般職員31名分の給料等の人件費関係等で2億1,834万9,000円を計上しました。

2目施設管理費では、施設一般管理事業として738万円を、施設管理需用費等として計上したほか、施設設備整備事業では口腔衛生の徹底を図るために、食堂に流し台、給湯管等改修工事を行う等で129万4,000円を計上するなど、利用者の利便性の向上を図るものであります。

3目施設生活費では、施設利用者の生活にかかわる費用を計上し、備品関係では特殊浴槽としてシャワー式浴槽1台、食器消毒保管庫1台等を整備するため732万8,000円を計上いたしました。

4目保健衛生費では、医薬材料費、入所者健康管理検査手数料等が主なものであります。備品では利用者の重度化に伴い吸引器2台の整備費33万6,000円を計上しました。

以上でございます。

(菜の花苑施設長 挙手)

議長(高山 功君) 菜の花苑施設長。

菜の花苑施設長(丸山善雄君) 議案第11号 平成18年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計予算につきまして、ご説明を申し上げます。概要説明書の9ページをお願いします。

1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費について申し上げます。1目施設総務費におきましては、産休・育休代替を含む嘱託職員13名分の報酬及び一般職員27名分の給料などの人件費関係が主なものであります。

2目施設管理費では、施設を適正に維持管理するための委託料・修繕料などが主なもので、備品では居室などの衛生管理改善のための脱臭除菌器及び事務用と給食管理用のパソコン購入に87万9,000円を計上いたしました。

3目施設生活費では、施設利用者の生活にかかる費用として賄い材料費、燃料費、光熱水

費などが主なものであります。備品では電動ベッド、車いすなど177万6,000円を計上いたしました。

4目保健衛生費では医薬材料費、入所者健康管理検査手数料などが主なものであります。備品では回診車6万2,000円を計上いたしました。

以上でございます。

(ふるさと苑施設長 挙手)

議長(高山 功君) ふるさと苑施設長。

ふるさと苑施設長(中島伸雄君) 議案第12号 平成18年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計につきまして、ご説明を申し上げます。概要説明書の10ページをお願いします。

1款民生費1項特別養護老人ホーム事業費について申し上げます。1目施設総務費におきましては、産休・育休代替を含む嘱託職員11人分の報酬及び一般職員29人分の給料及び嘱託施設長報酬等の人件費関係が主なものでございます。

2目施設管理費では、備品の購入として脱臭除菌器3台、パソコン1台を計上いたしました。

3目施設生活費では、施設利用者の生活にかかわる費用として賄い材料費2,239万7,000円、そのほか燃料費、光熱水費等が主なものでございます。

4目保健衛生費では医薬材料費等が主なものであります。

以上でございます。

(事務局次長 挙手)

議長(高山 功君) 事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) 続きまして議案第13号 平成18年度ふるさと市町村圏事業特別会計予算についてご説明申し上げます。11ページをお願いいたします。

1款1項1目広域圏振興整備事業費449万2,000円ではありますが、継続事業として山ノ内町における観光の里づくり事業、野沢温泉村におきますスポーツの里づくり事業、それから広域広報紙発行の文化の里づくり事業でございます。

新規事業として、観光の里づくり事業、それから文化の里づくり事業等を予定してございます。

続きまして、議案第14号 平成18年度公平委員会特別会計予算についてご説明申し上げます。11ページの下段をお願いいたします。

1款1項1目138万9,000円ではありますが、4回の定例会と臨時会の運営費でございます。

以上で補足説明を終わります。

議長（高山 功君） 以上で事務局次長、各施設長の補足説明を終わります。

#### 18 議案第15号 北信広域連合公平委員会委員の選任の同意について

議長（高山 功君） 続いて、日程18 議案第15号 公平委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

青木広域連合長。

（広域連合長 青木 一君 登壇）

広域連合長（青木 一君） 議案第15号 北信広域連合公平委員会委員の選任の同意についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、現委員長職務代理の掛川芳子氏の任期が来る4月24日をもって満了となります。後任の委員として、再度掛川芳子氏を選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（高山 功君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。本日はこれをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（散会）

（午前10時50分）



# 平成18年第1回北信広域連合議会定例会会議録(第2号)

平成18年2月16日(木) 午後1時開議

## 議事日程(第2号)

- 1 議案質疑
- 2 一般質問
- 3 討論、採決
- 4 閉会

本日の会議に付した事件 ……… 議事日程に同じ

## 出席議員 次のとおり(22名)

1番 勝山泰明議員	12番 坂原シモ議員
2番 荻原勉議員	13番 富井耕一議員
3番 宮崎元明議員	14番 武田貞夫議員
4番 沼田喜一議員	15番 渡辺正男議員
5番 佐藤秀彦議員	16番 高山功議員
7番 山上政彦議員	17番 青木豊一議員
8番 島田伯昭議員	18番 吉岡勝議員
9番 望月弘幸議員	19番 藤木八十治議員
10番 中嶋元三議員	20番 久保田三代議員
11番 高木尚史議員	21番 清水保雄議員
	22番 山崎治茂議員
	23番 武田典一議員

## 欠席議員 次のとおり(1名)

6番 小林洋之議員

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局長	西原 仁	主 査	小野 幸司
事務局次長補佐兼総務係長	石川 保文	主 査	西田 幸一
保険福祉係長	宮崎 均		

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長	青木 一	幹 事	岩本 敏男
副広域連合長	木内 正勝	幹 事	土屋 喜久夫
副広域連合長	中山 茂樹	幹 事	富井 俊雄
副広域連合長	柳澤 萬壽雄	幹 事	齋藤 家富
副広域連合長	河野 幹男	事務局次長	松木 隆一
副広域連合長	高橋 彦芳	望岳荘施設長	湯本 和男
助 役	小林 貫男	高社寮施設長	池田 剛
収 入 役	西川 詔男	千曲荘施設長	金井 晃
監査委員	金井 義信	いで湯の里施設長	大井 良元
幹 事	豊田 敏夫	菜の花苑施設長	丸山 善雄
幹事(代理)	丸山 信一	ふるさと苑施設長(代理)	幸野 英子

(開 議) (午後1時00分)

(開会に先立ち、西原事務局長が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

議長(高山 功君) ただいま報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります議事日程第2号のとおりでありますから、ご了承願います。

## 1 議案質疑

議長(高山 功君) 日程1 これより議案質疑を行います。

なお、発言に際しましては、議案に関わる質疑についてのみお願いをいたします。

議案第1号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について行います。

(「議長」と呼ぶ声あり)

議長(高山 功君) 11番、高木尚史議員。

11番(高木尚史君) 議案第1号についてお伺いをしたいと思います。本条例の改正案につきましては、特殊勤務手当の見直しということになっているわけですが、改正前の案の前の手当につきましては福祉業務手当として養護老人ホーム、あるいは特別養護老人ホームの業務にかかわって最高で一月当たり1万2,000円、最低が事務職員一月当たり4,000円という特殊勤務手当が出ているわけですが、この改正によって、どのような金額が見直しとして提案をされるのか、その事についてまずお伺いしたいと思います。

議長(高山 功君) 事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) ただいまの質疑でございますが、特殊勤務手当の金額はどのくらいになるのかということでございますけれども、年間、全職員で換算いたしますと約2,800万円ほどの減額になる予定でございます。以上でございます。

議長(高山 功君) 11番、高木尚史議員。

11番(高木尚史君) 継続をお願いいたします。年間2,800万円ということのようではありますが、それぞれの自治体の中でもそのような手当の見直しがされているということも十分承知をしておりますが、そのほかの職員の人件費、あるいは賃金、給与などについての見直しもされているというふうに思いますが、これ以上の今提案の特殊勤務手当の改正以上の、そのような事例をお考えになっているのかどうかお伺いをしたいと思います。

議長(高山 功君) 事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) それ以上の改正を考えているのかということでございますけれども、現在特殊勤務手当、今回上程してございますが、それ以上のものはございません。ただ、基本的には中野市の職員の給料に準ずるという形でございますので、中野市の方で変更になれば、それに準じて改正をしていく方向で検討を進めたいと思います。よろしく願いいたします。以上でございます。

議長(高山 功君) 11番、高木尚史議員。

11番(高木尚史君) 手当ですからそれぞれの手当にははね返りをしないというふうに思うわけですが、職員の皆さん方にすると大変な、言えば生活設計にも大きな影響を与えるのではないかとこのように思います。2,800万円、単純に計算をすれば、職員1人当たりの平均単価は出るかと思うのですが、これは労働組合もあるようですから、労働組合との交渉事項になっているというふうに思いますが、その辺は充分配慮をされた上での今回の改正案

だというふうに思いますが、このことは介護報酬単価として、この2,800万円というのはどの程度の比率になっているのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 介護報酬の比率とどうかということなんですけれども、大変済みませんけれども、そこまでの数字ははじいてございません。今、ご質疑の中で話をされた組合交渉云々という話でございますが、手当の改正につきましては組合と協議済みでございます。以上でございます。

議長（高山 功君） 高木議員、よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（高山 功君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 前段を省きまして、いわゆる福祉手当、業務手当といたしまして死亡者の取り扱いに1件1,000円ということですが、この基準額についてお伺いしたいし、当然これは直接携わったということが前提になるかと思うんですけれども、その範囲についてどの程度お考えになっているか。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 1件1,000円の基準でございますけれども、他の広域連合との均衡で1件1,000円ということでございます。他の広域連合との均衡でございます。

それから、携わる人数ということでございますけれども、基本的には看護師、それから介護員ということで2名を想定してございますし、今までもそんな人数で対応をした経過がございます。以上でございます。

議長（高山 功君） 青木議員、よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） なければ、次に議案第2号 障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例案について。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（高山 功君） 11番、高木尚史議員。

11番（高木尚史君） まず、最初にお伺いしたいのは、障害者自立支援法の中の第15条で市町村に審査会を置くというふうになっています。しかし、17条では共同設置の支援と

ということで今回の提案も共同設置ということになるんだらうと思うのですが、ここでは基本的には市町村に審査会を置くということになっているわけですので、なぜこの広域連合として審査会を設置をするということの結論を出したのか、まずその基本についてお伺いをしたいというふうに思います。

同時に、この審査会の5人以内ということですが、この委員の選考についてどのような方向、任命をするということになるわけですが、任命の方法についてどのようにお考えになっているのかということ。

同時に、4月1日から施行されるわけですが、正確には10月からの法改正、具体的な実施になりまして、それ以前暫定的にこのサービスを受ける希望者の把握なども含めて審査をしなければいけないということになるわけですが、その10月までの審査会としての審査をどのようにされるのか、加えてこの審査会を設置をすることによって広域連合としての事務量はどの程度というお見通しなのか、そのことについてお伺いいたします。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 4点ほどのご質問でございますが、まず共同設置の基本的な考え方、どうして共同設置になったかという理由づけでございますけれども、実は先ほど議員さんおっしゃられたように、基本的には市町村の設置が義務づけられております。やはり大きい市町村、小さい市町村がございまして、単独で設置というのが難しい部分もございまして、それから審査会の審査委員さんの推薦等ができないという市町村もあろうかと思っております。そんなこともありますし、それから広域管内全体で500件ほどの審査件数を予定してございます。総計でございますけれども、一つずつやれば非常に少ない件数の審査ということも考えられます。そんなようなことから、やはり共同設置が一番効果的ではないかというようなことで、6市町村の担当課長会議の中で検討をし、連合の中でご決定をいただいたという経過がございます。

それから、委員の選考はということでございますけれども、実はまだ委員さんの選考の段階に入っておりませんけれども、実は国の方から示されておる案、考え方とすれば、委員の資格等ということで医療関係者、それから保健関係者、それから福祉関係者、それからその他ということで障害者本人も加えてというような一応選考資格等がございまして、そんなようなことから、これから選考をしていきたいと思っております。

それから、10月までの申請予定ということでございますけれども、議員さんがおっしゃられましたとおり、10月1日から完全実施でございます。そんなようなことござい

すので、9月までに集中的に審議をさせていただいて、以降月1回のペースで審査委員会を開催をしたいというような予定でございます。

ですから、事務量の関係でございます。事務量の関係については、まだ本当にどの程度来るかというのがはっきり目には見えてこないわけですが、当然、今介護保険の審査をしておるわけでございますけれども、件数こそ違うけれども、同じ作業をしていかなければならないというようなことで、結構事務量もふえるだろうという予測はしております。

以上でございます。

議長（高山 功君） 11番、高木尚史議員。

11番（高木尚史君） 継続をお願いいたします。介護保険法にかかわる認定審査会も広域連合で設置をしていますから、そのこともわからないわけではないのですが、国の法も行く行くは介護保険法と障害者自立支援法を一本化しようという考えがある中で、今回の障害者自立支援法にかかわっての審査会の設置だというふうに思うのですが、いずれにしても、介護保険法は全国統一のいわば判定基準で審査をされますが、この自立支援法での判定そのものは、最終的には市町村が決定をする。いわば広域連合が決定をするということになるわけですし、確かに107項目の審査項目があるようではありますが、それらの審査に当たってはそれぞれの市町村がかかわるということになるでしょうし、委託ができるということになっていますが、それらのことを考えていきますと、やはりそのことを円滑に進めていくためには、果たしてこの広域連合でいいのか、最終的には給付は市町村が決定をするわけですから、その辺での具体的な矛盾がないのかどうか。

加えて、判定に対しての不服申し立ての場合に、市町村が当然受けるということになりませんが、その市町村と広域連合が設置をする審査会との関係をどういうふうに整合性をもって不服申し立てについて対応をしていくのか、そのことをどのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） まず、判定は連合でそれぞれサービス提供は市町村で、その中で一番懸念されるのは判定の基準かと、その部分だというような今ご質疑だったんじゃないかならうかと思っておりますけれども、実はそれぞれ市町村に調査委員さんがいらっしゃいます。まず、実は調査委員につきましては、先日、県の主催で調査委員の研修会を行いました。そこへ連合からも出席しておりますけれども、そういう部分でやはり基準を統一したい。同じレベルで調査ができるよう統一を図っていきたく思っておりますし、判定審査委員会の研修会等

もでございます。まず、これは県の主催で行われるわけですがけれども、日時等決まっておりますけれども、そういうものに参加をさせていただいて、できるだけ統一を図っていききたいというふうに思っております。

それから、もう1点、不服申し立ては市町村が受けるんだけれども、連合の対応は、そういうご質疑でございますけれども、統一が図られればそれだけまた件数も出てくるのではなからうかと思えますし、一応連合でかかわる部分はあくまでも認定審査の部分だけでございますけれども、ご理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

議長（高山 功君） 11番、高木尚史議員。

11番（高木尚史君） 一般質問の中でも通告をしている事項もあるようですから、最後に一つだけ審査委員、5人以内ということですが、この中には法律では学識経験を有する者のうちからということになっています。そういう意味ではメンバーの中に医師が入っているのかどうか。というのは、認定の場合に認定調査の段階で医師の意見が必要になる場合もあるわけですね。そうしますと審査会の委員の中の医師なのか、あるいはその利用を希望する人が通院なり、入所なりされているときのかかりつけの医師の意見書になるのか、そういう点では医師の意見書というものがかなり大きなウエートを占めるわけですので、審査会の中のメンバーとしての医師の意見書なのか、あるいはその他の医師の意見書なのかというのは、かなり大きな問題になると思えますが、そのことについてどのようにお考えでしょう。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） ただいま意見書はどうか、認定審査会の委員さんの医師の意見書なのか、それから自分の主治医の意見書なのかというご質疑でございますけれども、意見書はあくまでも自分の主治医の意見書でございます。その点につきましては、介護認定、介護の方の認定審査委員会の認定調査と同様でございます。書類で1次判定をし、それから意見書を含めて2次判定をして、最終認定をしていくという一応手順になります。以上でございます。

議長（高山 功君） 高木議員、よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） なければ、次に議案第3号 平成17年度一般会計補正予算（第2号）について行います。

（「議長」と呼ぶ声あり）

議長（高山 功君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） 第2表の繰越明許費についてお伺いしたいと思いますけれども、これは栄村に設置される博悠会の施設のものかと思えますけれども、この根拠については改めてお伺いをしたいというふうに思います。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 繰越明許費の根拠でございますけれども、繰越明許費の根拠につきましては、まず補助金の額の確定がございます。補助金の額につきましては、協定書に基づいて計算してございます。その不用額を今回の補正で減額補正を提出させていただきました。以上でございます。

議長（高山 功君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） いわゆる協定書には2通りのものがあるわけですね。建設費に対する負担の問題と入居者1人について200万を限度とするということになっているわけですが、この補助金の支出というものは道義的にはこの管内の利用者の負担を軽減することが主たる目的なわけですが、協定書を結んで以降、介護保険法が改正されまして、この補助金の根拠というものが一体誰のためなのかと、本当に利用者の負担軽減になるのか、そのことが管内全体の利用者の負担軽減と整合性が持てるのかどうか。そういう点では非常に矛盾が出てくる問題であります。建設費に出すとすると、なぜ建設費に補助金を出さなければならないのかという問題が出てくるわけです。ですから、この補助金の根拠は一体どこに立脚しているのかどうか。ここがやはり大きな問題だと思うわけです。この点について先ほどお伺いしていますように、利用者の負担軽減が図られるのか、図ったとした場合に他の施設との整合性がとれるのかどうか。改めて、もう一つはこの補助金の支出しなければならない根拠、協定書はなっていますけれども、その協定書にもありますように、変更、いろいろな事情によって変化した場合には、双方で協議するということになっているわけですが、そういう点でどのような協議をされた上での、こういう提案がされているのか。減額されたということは、何らかのそこには話し合いがあったというふうに思うのですが、その減額の理由を含めお伺いしたいと思います。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） ただいま補助金の根拠は何かという部分でございますけれども、それにつきましては、もう過去議会の場で、あるいはまたいろいろな場で議論をされてきていると思います。そんなことでございますので、それともう1点は軽減になるのかと、図れ

るのかということでございますけれども、協定書にもうたわれておりますとおり、相当分について考慮するということになってございますので、入所者の軽減にはなっていくものというふうに確信してございます。

それから、減額の理由ということでございますが、先ほども申し上げましたとおり、補助金につきましては個人スペースの4分の1を補助するものとする。ただし限度額は200万円だよということがうたわれてございます。少ない方の額4分の1の計算に基づいて計算した結果、今回の減額補正に至ったわけでございます。以上でございます。

議長（高山 功君） 17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） この施設だけだとそれでいいんですけども、例えばの話、1割負担で相当額というふうなものをどこに置かれるか、その場合に他の施設でも個室があるわけですね。他の施設については個室は軽減措置は私の10月の議会の質問ではしないと。ところが、この施設は民間がやるんだということになれば、それはそれなんですけれども、軽減措置があると、軽減措置があることは私は否定しているつもりはありませんし、いいことだと。それならば当然他の施設についても同等の軽減措置がなければ、その入居者の公平性という問題が出てこないのがどうか、その件をお伺いしたし、相当額というのはどの程度お考えになっているのか、介護保険法の1割負担か、基本的にはもう全額ですから、そういうことについてもどの程度負担軽減成りを想定されておられるのか、その辺をお伺いします。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 他の施設でも個室があると、その辺を考えると不均衡が生じるのではないかというご意見でございますけれども、栄村に建設している施設につきましては、個室であり、かつユニット形式でございます。そのようなことから非常に負担が多いというように、一応負担軽減という意味で補助金ということで今まで論議をいただいてきておったわけでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

ほかの施設でもやはり必要ではないかということでございますけれども、他の施設の個室につきましてはユニットではございませんので、単価もそれなりきの低い単価で負担金を納めていただくような形になります。

それから、その軽減額でございますけれども、軽減額につきましては現在計算した数字はございますけれども、この後のまた一般質問等もございまして、そちらの方でお答えをさせていただきたいと思っております。以上であります。

議長（高山 功君） 青木豊一議員、よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

議長(高山 功君) なければ、次に議案第4号 平成18年度一般会計予算について行います。ありませんか。

(「議長」と呼ぶ声あり)

議長(高山 功君) 11番、高木尚史議員。

11番(高木尚史君) 全般にわたってちょっと一つお聞きしたいんですが、まず特別養護老人ホームの千曲荘、いで湯の里、菜の花苑、ふるさと苑それぞれ嘱託寮長という、いわば体制になるわけですが、大変細かくて申しわけありませんけれども、これらの経費について千曲荘が256万5,000円、いで湯の里が253万6,000円、菜の花苑が260万3,000円、ふるさと苑が260万2,000円と微妙に数字が違っているわけですが、この算定方法はどうなっているのかということです。嘱託寮長として1,830万6,000円が計上されているわけですが、その中身をまずお伺いをしたい。

同時に、寮長以外の臨時、嘱託職員の費用も相当数上がっているわけですが、トータルで臨時職員、嘱託職員が何名で幾らの予算計上をされているのかということ。

そして、これは臨時・嘱託職員の採用基準、方法についてはどのようにされているのかということをお伺いをしたいのが1題。

それと特養の6施設につきまして、介護保険支援システムの整備事業、それぞれの施設が127万円、6施設で762万円計上されています。その中身はそれぞれ介護保険システムの変更手数料が21万円、同じく保守点検委託料が43万5,000円、借上料が62万5,000円、恐らくならしてこの数字になっているのかというふうに思いますが、介護保険法が変わりまして、システムも変わっていくというふうに思いますが、どうも変更手数料よりも借上料、あるいは委託料が大きくウエートを占めているわけでありまして、この介護保険システムの整備事業の具体的な内容についてお伺いをしたいと思います。

議長(高山 功君) 事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) まず、1点目の嘱託施設長の関係でございますけれども、嘱託施設長につきましては、約260万円ほど計上をさせていただいております。内容は、時間当たり報酬は同額でございますけれども、通勤手当が若干距離に応じて変わってきます。現在、もう既に17年度から嘱託化している施設が二つ、18年度から二つのもなるわけですが、そんな関係で若干の数字の狂いが出てきております。報酬単価はすべて同額でござ

ざいますので、ご理解をいただきたいと思うものです。

それから、2点目の関係でございます。嘱託職員の人数というお話でございますけれども、大変申しわけございません。嘱託職員は6施設合計で76名でございます。この嘱託職員の選考につきましては、今まで各施設でそれぞれ選考をしていた経過がありますけれども、18年度からそれぞれ施設の方で要望がございまして、事務局で一括募集をしていただきたいという要望を受けまして、事務局で過日募集を募り、面接試験をしてきた経過がございます。平成18年4月1日から76名という予定でございます。そのほかに嘱託の施設長が4名という内容でございます。そのほかに臨時職員も何人がいらっしゃいます。臨時職員につきましては、それぞれ施設でまちまちでございます。例えば調理等につきましては、早朝からのパート、あるいは夜間の夜のパート等々、臨職、パート等々ございますので、若干の人数的なばらつきがございます。

それから、嘱託職員につきましては割り増し報酬もございます。0.5カ月から1カ月間の割り増し報酬を支給の予定で予算計上してございます。

それから、127万円の介護認定システムの云々のお話でございますけれども、実はこれにつきましては平成12年の介護保険が始まる前、11年の秋にシステムを更新いたしました。それは購入で機器を購入して、現在も使っておるわけですが、非常にデータ量が多くなってきたということで稼働時間が非常にかかるようになってしまいました。当初、1人当たり入力するのに1分ぐらいで済んだわけですが、今お聞きすると3分から5分ぐらいかかるそうでございます。そんなようなことからやはりもう少しグレードアップをしていかなきゃいけないというような部分がございますし、それからこの4月1日からご存じのとおり、介護保険制度が変わりまして、要介護1・2、それから介護度1というようなことで要支援、それから介護1の方が今度は部門が変わってきます。そのシステムの導入とあわせて、今回は購入でなくてリースをさせていただくというようなことで、一応5年間リースで見込んでございます。そんなようなことから、一応今までの保守点検料より若干リース料の分がふえてきているという、今まで買い取りでございましたのでリース料がございませんでしたが、今度は保守点検に合わせてリース料が上乘せになってきているというものでございます。以上でございます。

議長（高山 功君） 11番、高木尚史議員。

11番（高木尚史君） 臨時職員の数について説明がありましたが、具体的な数字が答弁ございませんでしたから、おわかりでしたお願いをしたいということと、介護保険の支援システ

ム整備事業ですが、購入されたものを今度は5年間のリースということになるようでありますが、一つここで心配するのは既に購入をされた、このシステムが大勢の皆さんの個人情報が入っているわけですが、その廃棄をどのようにするのかというのは大きな問題だと思うのですが、それをどういう形で処分をされる方向で検討されたのか、そのことについてお伺いをしたいと思います。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 今までの非常に莫大な審査件数を行ってきた個人情報がすべてコンピューターに入っておるわけですけれども、今回それを処分をし、新たに入れかえてというようなことで、個人情報につきましては業者の方ともう厳正に行ってきております。今あるデータをそのまま破棄するというのではなくて、また新たな機械の方に全部組み込んでいくという考え方でございます。

それから、もう1点の臨時職員の人数がわかったらということでございますけれども、大変申しわけございませんが、パート等、非常に細切れに入ったり等々してございますので、正確な数字をつかんでおりません。よろしくお願いたします。以上でございます。

議長（高山 功君） 11番、高木尚史議員。

11番（高木尚史君） 個人情報の問題ですが、情報は引き続きということですが、今、大変機械も精密にできておりまして、情報を移しても、いわば本体にその記録が残っているということは十分あるわけですね。一番安全なのは、その本体そのものを壊してしまうというのが一番手っ取り早く情報が漏れない一つの手段なんです、そのところは恐らく電算との契約になっているんだと思うのですが、きちっと文書なりを含めて、そういった個人情報が漏れいしないということをきちっと確約をしながら、今度新たなリースをしていくということをしていかないと、今大変個人情報の問題では社会的に大きな注目を、あるいは議論をしているところでもありますから、そのところまできちっと確認をして新たな機器をリースでということにしていくべきだというふうに思いますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 個人情報の取り扱いについて、契約書に書いてやるべきではないかというご意見でございます。契約書の中にきちんと掲げてございます。それに基づいて作業を進めさせていただきたいということと、それから連合自体でもセキュリティポリシーを作成をいたしました。当然ながらそれらに基づいてこれから事務を進めてきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから、先ほどパートの人数でございますけれども、大変雑駁な数字で恐縮でございますが、大体1施設当たり15人から16人ぐらいが臨時、パート職員として嘱託の他にそれだけ雇用してございます。以上でございます。

議長（高山 功君） 高木議員、よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） なければ、次に議案第5号 平成18年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算から議案第9号 平成18年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算までの5議案についてお願いします。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） なければ次に、議案第10号 平成18年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算から議案第12号 平成18年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算までの3議案についてお願いします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） なければ、次に議案第13号 平成18年度ふるさと市町村圏事業特別会計予算についてお願いします。ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） なければ、次に議案第14号 平成18年度公平委員会特別会計予算についてお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） ありませんようですので、次に議案第15号 公平委員会委員の選任の同意についてお願いします。ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） ありませんので、以上で議案質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は2時からということをお願いします。

（休憩） （午後 1時47分）

（再開） （午後 2時00分）

議長（高山 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

## 2 一般質問

平成18年第1回北信広域連合議会定例会一般質問発言順位表

発言 順位	件 名	質 問 者		答弁者
		議席	氏 名	
1	特養建設補助に伴う居住費の軽減について	14	武田貞夫議員	広域連合長
2	今冬の雪害と対応について	17	青木豊一議員	広域連合長
	栄村の特養施設建設の現状と対応について			
3	介護保険制度の「改正」による影響の実態はどう なっているか	15	渡辺正男議員	広域連合長
	広域研究委員会の取り組みについて			
	障害者自立支援法のスタートにどう取り組むか			

議長（高山 功君） 日程第2 これより一般質問を行います。

本定例会における一般質問の発言順位につきましては、お手元に配付してあります発言順位表のとおりでありますから、ご了承願います。

順位1番、特養建設補助に伴う住居費の軽減について。

14番武田貞夫議員。

（14番 武田貞夫君 登壇）

14番（武田貞夫君） 14番、武田貞夫です。昨年、今年と記録的な大雪に見舞われ、雪のために被害に遭われた皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

通告いたしました特養建設補助に伴う居住費の軽減についてお伺いをいたします。博悠会との協定書、平成15年11月4日の中に、第3条入所者に係る居住費のホテルコストの設定において、管内からの入居者に限って補助金相当分を控除し設定するとうたわれている。平成17年第3回定例会、10月の議会において、居住費の軽減について、今後博悠会と協議する必要があると答弁されている。補助金額が決定し、今回議案として減額補正予算が提案されているが、広域連合として基本的にどのような方法でどの程度の減免額と考えておられるかお伺いをいたします。

議長（高山 功君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） ただいまの武田貞夫議員の特養施設建設補助に伴う居住費の軽減

についての質問に対しましてお答えを申し上げます。

栄村に建設される特別養護老人ホームの居住費の軽減についてであります。管内入所者に限って居住費の軽減を図る目的で補助するものであります。補助金額につきましては、協定書に基づき算定をいたします。

軽減額であります。協定書第3条に居住費の設定において管内入所者に限っては補助金相当分を控除し設定することとされており、当初借入資金の償還期間20年で試算をしておりましたが、老人ホーム建設に対する国、県の支援策が補助金制度から交付金制度に変わったと同時に、交付金額も大幅に減少し、栄村への建設の場合、国、県の交付金は約7,000万円の減少であります。

このような中、事業主体である博悠会の資金計画も大幅に差が生じてきているとお聞きをしております。そのため博悠会から居住費の軽減期間の算定期間について当初計画の20年から建物の耐用年数の39年に延長してほしい旨、文書により申し入れがありました。連合として検討したところ、入所者の1カ月当たりの軽減額が減少しても期間が長くなれば、それだけ広く管内入所者へのサービス提供ができると考えます。現段階では月額4,000円程度で軽減期間39年間と考えていますが、この軽減額、軽減試算につきましては博悠会と覚書を取り交わす考えであります。以上であります。

議長（高山 功君） 武田議員、よろしいでしょうか。

以上をもちまして、武田貞夫議員の質問を終結いたします。

次に、順位2番、今冬の雪害と対応について、栄村の特養施設建設の現状と対応について、17番青木豊一議員。

（17番 青木豊一君 登壇）

17番（青木豊一君） 17番、青木豊一でございます。

最初に、今冬の雪害と対応についてお伺いいたします。ご承知のように、12月中旬からの大雪によりまして、管内でも数名の死者を生み、そのほか重傷者等人的な被害と、また農作物に対する、樹木等の被害、あるいはまた旅館等では入り込み客の減少など、さまざまな影響が発生いたしました。

改めて、お亡くなりになりました皆さん方に心から哀悼の意を申し上げますとともに、被災された皆さん方にお見舞いを申し上げます。

なお、この豪雪に当たりまして、除雪関係者の皆さんを初め自治体関係者の皆さん方の昼夜をわかたぬご奮闘に改めて心から敬意と感謝を申し上げます。

私は、こうした観点から、この雪の被害の問題を防災の観点から問題にし、そして被害を最小限に食い止めるとともに、県や国がこの地域住民の豪雪との闘い、そしてまたそれに伴うさまざまな問題について正面から向き合い、支援を強く求めたいと思います。

そうした点から一つは、北信広域連合管内における被害の実態とどのような対応をされてきたのかどうか。

二つ目は、国、県に対して制度の改正及び財政支援等についてどのような対応をされておられるのかどうか。

また、三つ目の問題として、これまでも風水害等での問題を取り上げてまいりましたけれども、連合管内全市町村が観測地点で2メートルを超す、こういう豪雪に見舞われたときに、一体地域の防災をどう対応していくのかどうか、新たな問題が提起されたと思います。こうした観点から提案されている予算には防災情報の委託経費が計上されておりますけれども、私はもっと深い問題をこの豪雪は提起しているのではないかと考えております。この点についての問題点や改善点についてお伺いをするものであります。

次に、二つ目の問題は、栄村の特別養護老人ホーム、特養施設建設の現状と対応についてお伺いいたします。ご承知のような豪雪によりまして、建設工法においてさまざまな必要が生まれております。こうした状況の中で、本年の10月開園という、その見通しがスムーズに進むのかどうかなど進捗状況と開設の見通しについてお伺いいたします。

二つ目に、協定書に基づいて、補助金等の対応について、先ほども質問がありましたけれども、どのような対応をお考えかお伺いします。

三つ目に、この法人施設が何よりも地域住民の皆さん方の老人福祉施設として、その機能を十分発揮するとともに、地域の振興や、また健康など食の安全にも貢献をしていただきたいと思いますし、したいと思います。こういう観点から地域振興策及び食の安全についてお伺いをいたします。以上です。

議長（高山 功君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） 青木豊一議員の質問に対してお答えを申し上げます。

まず1点目、今冬の雪害とその対応についてという質問についてであります。今回の豪雪に関する北信広域連合管内の被害実態であります。北信地方事務所に設置されております長野県豪雪対策本部北信地方部の1月31日現在の集計によりますと、人的被害では死亡者につきましては飯山市3名、栄村2名の合わせて5名、重軽傷者につきましては6市町村で58名となっております。住宅、非住宅を含めた建物の被害では飯山市における住宅の全壊

1棟を含め、6市町村で48棟が一部損壊や床上浸水などの被害を受けております。

また、自宅が崩壊する危険性、あるいは雪崩の恐れがあるなどの理由から避難された方も17世帯、26人に上りました。そのほか国道405号線を初めとした主要道路の通行止め、断水や停電などライフラインへの影響も大きなものでありました。

また、現在、広域連合が把握しております農業用施設及び樹木等の被害ではありますが、特に中野市、山ノ内町では大きな被害があり、中野市においては4億6,500万円、山ノ内町におきましては1億8,800万円に上っており、今後さらに被害額においても他市町村の地域においても拡大をしていく恐れが懸念されております。

豪雪あるいはその被害及び防災の対応であります、それぞれの市町村において対策本部を設置をし、継続的に対応されてきております。

災害時の発生時における対策活動等につきましては、それぞれ市町村での対応が基本と考えておりますが、要請がある場合には広域連合としてできる範囲で支援をしてみたいと考えております。

次に、2点目の国、県に対して制度改正及び財政支援について、そういう質問であります。今回の豪雪に関しましては飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村へ災害救助法が10日間から40日間それぞれ適用され、高齢者、障害者の方で自力では除雪が行えない方に対する救助費用を国と県が負担するなどの財政措置がとられました。

また、災害救助法が適用された場合に対する災害見舞金や弔慰金、低利の融資制度などの各種支援策が県及び市町村において制度化されております。それぞれの市町村におきましては、これらの各種制度を有効に活用するとともに、住民への周知も十分にされているものと認識しております。これらの制度の拡充などが必要とされた場合には、構成市町村と連携する中で国、県に対する要望活動等に協力をしていきたいと考えております。

次に、3点目であります。広域的防災対策上の問題点と改善点についてという質問であります。市町村を越えた災害時の運営につきましては、昨年の2月議会におきましてご質問をいただいた際に答弁をさせていただいたとおりであります、災害発生時に広域連合として他の広域連合と連携をし、被災地への支援等を行っていくことにつきましては、現時点では考えておりませんが、構成市町村よりそれぞれの広域連合あるいは各広域連合を組織をしている市町村に応援依頼をしてほしいなどの要請がある場合には当連合として積極的に調整を図っていきたいと考えております。

また、広域連合同士の連携につきましては、市町村がそれぞれ応援協定等を締結をしてい

る。あるいは消防署がそれぞれ応援協定等を締結している中で、現段階では必要がないものと考えております。

次に、二つ目の栄村の特養施設建設の現状と対応についての質問であります。そのまず第1点目、進捗状況と開設の見通しの質問であります。進捗状況と開設見通しであります。昨年の12月15日に地鎮祭が行われたところであります。当初計画は12月中旬の着工予定でありましたが、例年になく大雪のため大幅におくれており、開所予定のおくれも懸念されます。けれども、博悠会の説明によりますと、あくまでも当初の予定どおり、10月1日の開所に向けて鋭意進めているとのことですので、今後の進行推移を見守っていきたいと考えております。

二つ目の協定書に基づく補助金等の対応についてであります。協定書に基づく補助金等の対応についてでありますけれども、先ほど武田貞夫議員にご質問をちょうだいいたしました。それに対してお答えをしたとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

3点目、地域振興策、食の安全等についての質問であります。地域振興策、食の安全等についてであります。職員採用につきましては当初から現地雇用の働きかけをしております。栄村において職員採用の説明会が実施され、また栄村の広報紙にも職員募集のお知らせが掲載されており、現地雇用の方向で進められております。また、職員採用に当たって、当連合に協力要請があれば、できる範囲で協力をしてまいりたいと考えております。

食の安全につきましては、目の届くところの地元産、あるいは安全性の高い国内産の食材をできるだけ利用していただくよう、職員採用同様博悠会に働きかけをしております。いずれにいたしましても、地域振興につなげていけるよう連合といたしましても、できる範囲で協力をしていきたいと考えております。以上であります。

議長（高山 功君） 青木議員、よろしいでしょうか。

17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） それでは順次継続でお伺いしたいと思いますけれども、一つは雪の雪害の問題についてでありますけれども、先ほどのお答えによりますと必要な場合は対応したいというお話でありますけれども、各自治体の雪による除排雪経費、こういうふうなものについてどのように把握をされておられるのか。そしてまた、こういうことに対してそれぞれの議会等でも、あるいは首長の段階でも国、県等にさまざまな要望がされているというふう思うわけです。ということは、要望があれば対応したいということではなくて、各自治体が既に対応していることに対して連合全体としてどう把握し、それを束ねていくのかどうか。

このことについてどのようにお考えになっておられるのかどうか、お伺いしたいと思うんです。

例えば、栄村で秋山郷が孤立するという状況が発生しましたけれども、地域の皆さん方などは道路改良や、あるいはまた村道を県道に昇格して直通の道路をつくってほしいと、こういう要望が出されて県でも対応していますけれども、こういうことに対して所管の建設事務所にお伺いをいたしますと、連合の議会としても対応していただければ大変ありがたいことだと、こういうふうにお話も伺っているわけです。やはり、私はこの問題を取り上げたのは、こういう豪雪の中で頑張ってきた住民の皆さん方の不安を解消するとともに、こういう豪雪をやはり県や国が正面から向き合って災害としてこの問題に本気に対応していただきたいし、そしてそれぞれの住民の皆様方の不安を一刻も早く解消していただきたい、という願いからこの問題を提起いたしました。

改めて、こういう問題についてお伺いしたいというふうに思います。連合としてどういうふうに対応がされてきたのかと、またそういう不安に対する解消の方法というものをどう具体化されるお考えかお伺いしたいと思います。

それから、広域防災上の問題ということは、私はやはり今度の豪雪が基本的には先ほども質問の中で申されましたように、どの市町村でも観測地点では超えていると、これはやはり異常なことで率直に言って私たち中野市でも、じゃあ、人が動いて積雪の多い地域に行けるかということ、そういう状況でもなかったと思うんです。こういうふうな問題は、今後もあり得ると思いますから、私はやはり広域的な消防と、また他の市町村に対する情報等について十分やはり検討していくべきではないかというふうに思うわけですが、お伺いしたいと思います。

次に、特養の問題についてお伺いしたいと思いますけれども、一つは先ほど4,000円というふうなお話があったんですが、このことによって例えば所得等がありますけれども、所得、介護度等がありますけれども、1人の入所者がどれだけの費用で、一つの基準で結構ですけれども、1カ月利用できるのかどうか。それは他の施設とどういうふうな比較があるのかどうか、それは地域住民に十分入れるものなのか、このことについてお伺いしたいのが1点。

それから、協定書ではお答えのように地域の人たちを採用すると、そういうお話ですがけれども、じゃあ今その博悠会にどのような状況かと言いますと、これは今日のお昼の時点ですから最新のものです。15名の皆さん方が応募されているわけです。この中では津南だ

とか、広域管内の他の人とかも含めての数です。そうすると栄村で雇用するというふうには、確かに栄村の村の広報紙には募集の要項があるわけですがけれども、しかし46人を応募する中で全体で15名しか応募者がいない、こういうふうなやはり現状をどう把握され、こういう問題を解決していく上で、これをもって上げて雇用の促進に結びつける上で、連合としてどういうお考えを持って対応されているのかどうか、このことについて改めてお伺いをしたいというふうに思います。

当然、そこには私は率直に言って1億数千万円の補助金を出そうとしているのに、建設は私は地元業者というふうに言いましたけれども、飯田の業者が請け負った機械設備等も管外ですね。そういうところに連合としてどういうふうな要望や意見が出されたのかどうか。そういうことが進んでいくなれば、結果として言葉で地元雇用や地元の振興に役立てると言っても、この博悠会と一緒にやって地元雇用や管内市町村の雇用の促進という問題を考えていかないと、結果的には言葉だけで終わって実態がないものになりかねないというふうに思うわけですね。このことについて、改めてお伺いしたいというふうに思います。

いずれにいたしましても、私は率直に言って、管内でも日本でも有数の豪雪地帯で本社が飯田にある業者が本当にやはり豪雪に耐え得るような施設ができるかどうか。こういうことについても私個人としては疑問を持たざるを得ない。決まっていますから、やはりこうした建設等についても正統な形での下請等について最大限地元業者がこういう仕事に法の範囲の中で営業ができると、こういうことを含めて、私はやはり連合として、この博悠会との話し合い、こういうものをやはりもっと本格的に進めていかなければいけないと。

それは同時に、また今度は入所者の問題についても同様のことになってしまうと思うんです。一体この施設をつくることについて、全部管内の皆さんが入っていただければ70人の待機者を解消することができる。しかし、先ほどの軽減措置が仮にあったとしても、それが地域住民の生活実態に合わないとするならば、それすら利用ができない。しかも、先ほどのお金、4,000円というのは100%入ったということを基準とされていると思うんですね。そして、もしこれが100%入らないで、1人4,000円だという場合に先ほどの39年が延びるのか、あるいは利用者がもっと負担軽減に結びついていくのかどうか。こういう問題もいよいよ真剣に協議をしていただかなければならない問題だと思うわけですね。いわゆるこの39年間で4,000円の軽減というものは、一体総額をどれだけのものとしてお考えになっているのかどうか。単に期間が長いからいいというわけにはいかないんです。利用者が本当にその補助金を出したことについて負担軽減になって、そして介護保険制度がこ

の地域の住民の皆さんにとってよかったという、こういう状況をつくらなければいかんと思うんです。ということを含めて、利用する人たちが地域で100%を目指しておられると思いますけれども、現実の問題としてどうこういう問題についてお考えなり、クリアされるお考えなのか、この点についてお伺いいたしたいと思います。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 再質問で数多くの項目があったわけですが、順次お答えを申し上げたいと思います。

今回の豪雪で、それぞれ自治体に対応している中で、それを連合としてどう掌握をし、それをどう束ねていくのかという、まず1点目でございます。

先ほど連合長の方からも答弁申し上げましたとおり、基本的にはそれぞれの自治体で対応をしていただき、要請があれば連合として積極的にかかわっていきたいということが基本でございます。ただ、それぞれの市町村の災害、被害状況につきましては先ほど連合長の方から数字で申し上げましたとおり、地方事務所に北信支部がございます。今回の豪雪の資料がございますが、そちらの方に照会をしたりして掌握をしてきた経過がございます。

それから、特養の関係でございますけれども、4,000円の軽減ということであるけれども、今回の施設に入所した場合、1人当たりどのくらいかかるのかというご質問でございますけれども、これにつきましては非常にそれぞれ所得階層等々がございます。一概にどのくらいとは言いきれないわけですが、10月の改正にありますとおり、食費と居住費が個人負担になったわけございまして、食費は現行ゼロ円から780円までと規定されておったわけですが、それが今度の10月の改正で300円から最高1,380円までのそれぞれ階層によって設定をされるということでございます。居住費につきましても、現行ゼロ円だったわけでございますけれども、ゼロ円から9,734円あたりまで一応負担されるようになりました。これをざっと計算いたしますと、本当に大ざっぱな数字になるかと思えますけれども、3万から5万ぐらいの負担増になってくるのではなからうかと思われま。そのうちの4,000円、現行では4,000円程度の軽減をしていきたいということでございます。

それから、職員募集の関係で応募が少ない場合、連合としてどう対応するのかということでございますが、これにつきましても先ほど連合長から答弁申し上げましたとおり、要請があれば連合としても大いに協力をしていきたいというふうに考えております。博悠会の方から最近状況等をお聞きしましたところ、46名の現地雇用という考え方で進めておるわけで

すけれども、2月ごろから募集を、2月から4月まで募集をしていきたいという予定でございます。現在、ちなみに46名のうち、ざっと数えても21名ほどの既にもう応募者があるという状況とお聞きしてございます。連合とすれば要請があれば積極的に現地で雇用、管内のものの雇用というようなことにかかわっていききたいというふうに考えております。

それから、建設に際して博悠会と一緒にあって、やはり地域産業に結びつけて、地域発展に結びつけていくべきではないかというような趣旨のご質問でございますけれども、これにつきましては博悠会が執行者で入札をされております。できるだけ地元業者を活用してほしいという要望は、過日お伝えはしてあったわけですがけれども、結果的には地元でなくて管外の業者というような結果になってしまいました。これにつきましては、博悠会の執行でございますので、いたし方ないかなと思っております。

それから、入所者が少ない場合、その補助金等々の絡みでどういう対応をしていくのかということでございますけれども、単に期間が長くなればいいというものではないんじゃないかというようなご質問ございましたけれども、ただ単に長くなればいいというものではございませんけれども、先ほど連合長からも答弁申し上げてあるとおり、期間が長くなれば、それだけまた軽減額が減少しても広くサービスが提供できるんじゃないかという考えもございます。そんなような方向で現在進めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ただ、算定基準は満床70人、ベッド数が70人でございますけれども、70人満杯で計算はさせていただいてございます。もし、仮に管内の入所者が70人に満たない場合はどうするかという部分も課題として残されているわけですがけれども、これにつきましてはまた博悠会の方とも最終的な調整を、協議をしていかなければならないだろうというふうに考えています。

いずれにしても、協定書でうたわれてありますとおり、補助金相当分でございますので、やはり私どもはそれを基本に考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（高山 功君） 青木議員、よろしいでしょうか。

17番、青木豊一議員。

17番（青木豊一君） それでは、やはり大事な問題でありますので、連合長にお伺いしたいと思うのですが、先ほども申し上げましたし、皆さん方自身も防災パンフをつくろうと、こういうことなわけです。この雪害の問題については、私はそういう防災という観点からこの問題を取り上げているわけです。

ところが、結果的には資料は北信地方事務所の資料であって、各自治体の首長が集まっておられるのに、それぞれの首長の責任ある自治体がどういう状況になっていて、どういう問題をこの青木の質問に対して答えるべきかということから話し合われていないというふうにしかな推測できない。私たちは自治体が違ったとしても同じ連合の組合員として、それぞれの人たちの人命や生活を共有の問題としてとらえて地域住民の皆さん方の人命尊重、福祉の向上、暮らしの安定に資さなければならないというふうに思うわけです。ところが、実態の掌握は県の資料でなければならないという、これでは一体正副連合長がこの地域の住民には理事者としてどういう責任を追う、そして元気を与えられるのか、ここのところが残念ながら見えてこないと思うんです。そういう点で、私は継続して質問しているのは、最初の答弁を改めてお聞きしたいことではなくて、最初の答弁では理解が得られない。だからこそ、もっと深めて、皆さん方の連合長として、あるいは連合の理事者としてのこの地域防災対策についての実際に体験した者でなければわからない、こういう問題と、これからどう改善していくべきか、こういう方向をお答えいただきたいというふうに思います。

次に、特養の問題についてですけれども、補助金相当分ということでありまして、現実問題として、70名プラスショートということが、先ほどのような利用料で果たしてどれだけこの利用をしていただけるのかどうか。ということは、そんな心配するなど、できるんだと、こういうことであれば結構ですけれども、しかし、今、施設利用者の中でも利用料に非常に苦慮されているというのが実態だと思うんです。ということを含めまして、せっかく1億数千万円の補助金を出した施設が、これが地域住民のサービスの向上に役立つようにしていくということは、私はやはり私たち議会を含めて共通の責任の問題だと思います。

そういう点で、この4,000円という額について私はやはり引き上げて、そしてまず利用できるようにしていくということが大事だと思うんですけれども、この点についてのお考えをお伺いしたいと思うんです。

それから、もう一つは先ほどもお伺いしてお答えがあったんですけれども、博悠会に対する連合の対応ですね。例えばこの施設全体で10億を超えるものに対して競争の結果として連合管内の人たちが落札できなかったということではなくて、スタートラインにすらつけさせていただけなかった。これは業者の責任でもない、まさに連合と、この博悠会と一体どういう話し合いや要望がされてきたかどうか。こういう問題だと思うんです。こういうことでいってしまうと、先ほども申しあげましたけれども、雇用の問題についても私は先ほど出がけに電話でお聞きして、先ほど述べた15人だというふうにお聞きした。これが一番最新の

推移だと思っんです。確かにあるところでは18人の書類を受け付けたので、そのままこちらの方へ回したというお話もお聞きいたしました。しかし、博悠会が今受け付けているというのは、管内も含めて15名、これが実態なんです。

ですから、今日の雇用状況の中で、まずこの46名の中に管内の人たちが100%入っていただくということが、私は大変大事なことだし、それ自体が46名の雇用の促進を連合が後押しをしたということになっていくわけです。そういう問題として、この人員の確保ですね、私は連合長を先頭に副組合長であられる各自治体首長のみずからの地域の雇用の促進に役立てるためにも、本気に、この問題を取り上げ、そして具体化していただきたいというふうに思います。もちろん、採用された人たちが安定して雇用ができるような、そういう労働条件等についても、将来の問題としては注視していただくことは必要ですけれども、この雇用の不安のときに46名の雇用の窓口が開いていても、これを十分に活用できないということであるならば、私はやはりそれぞれの理事者の取り組みの姿勢が問われてしまうのではないかとこのように思います。この点については博悠会の管内の皆さん方を優先したいと言っておりますから、このことについて連合長のお答えをお伺いしたいと思っんです。以上です。

議長（高山 功君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） ただいま継続で何件かのご質問をちょうだいしたわけでございます。

まず、雪害問題、大変厳しい雪の問題についてであります。もちろんそれぞれの市町村は、そこに住む地域の方々、また除雪、排雪等にご協力いただいたそれぞれの関係するの方々、また職員、理事者、それこそ一体となってそれぞれの地域の今回の雪に対処する姿勢を貫いて、今現在そのまっさなかであります。最近、ちょっと晴れてきたのでちょっと胸をなでおろしているところではありますが、ゆめゆめ油断ならず、本当に春の訪れまでは、まだ注視をしていかなければいけないわけありますけれども、少なくとも国が真っ正面から向かい合っいただくためにも、また一刻も早い対応をしていただくためにも、こういう言葉をお使いになりましたけれども、それはまさに私どもも同じ思いであります。これはそれぞれの頑張ってこられた6市町村がそれこそ昼夜をわかつたず、寝食を忘れて対応している姿は間違いなく、国、県等へも十二分に伝わっているものというふうに思っんです。ただ、それに対する対処の仕方、内容、スピード等々には私ども等しくまだ満足を感じていないことも、これも事実であります。でありますからこそ、これからも我々のでき得る対応はすべてやっていかなけれ

ばいけないわけであります。ただ、連合として事前に、また今この時点で積極的に前向きにということでありますけれども、まず、連合そのものは今まで抱えてきた連合の設立以来の目的、事業等は積極的に抱えながらも、また新たな事業展開というのはそれこそ審議をいただく18年度予算にも盛り込みました二つの研究会を立ち上げるということに示すとおり、今までやってきた事業にとどまらず、あらゆることの連合としての役割を果たしていきたいということは事実であります。

ただ、防災ということにつきましては、やはり一番の構成市町村が事実上の事実を、まさに情報を把握する立場にもありまして、その束ねとしての連合としての位置づけは、まだ防災に対してはこの束ねという位置づけがまだ確立されていない状況であることも事実であります。でありますけれども、これからの連合との役割として果たすべき役割として防災という点を大きなもう一つの柱として据えていくべきかどうかということは、これから皆さん議員方々のアドバイスをちょうだいしながら研究を加えていかなければいけない大事な場面であろうかというふうに理解をしているつもりであります。この点につきましては、今後ともご指導をちょうだいしたいと思います。

次に、栄村の特養の問題であります。この問題につきましては、まずその39年間の4,000円の問題であります。議員さんのご指摘のとおり、これは100%この管内からの入所者があっての数字であります。でありますから、100%でない場合にはおのずと39年間に減免していただく、その基礎額が狂ってくることも事実であります。でありますからこそ、今後私どもはこの点は覚書を通じて確認をし合っていくという予定でありますので、その辺をしっかりと博悠会と協議の上で20年間のたしか7,000円か8,000円だとお答えした議会もありましたけれども、それが39年になって4,000円になった、このことを数字的に入所者の数も例えば按分計算でどうなるかということも含めてしっかりと総額、減免をしていただく総額は確保をするような約束事を交わしていきたいというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、博悠会の企業に対する連合の姿勢でありますけれども、これもある意味では1億を超すという高額な多額な連合としての支援があるわけでありまして、民設民営という、この管内の中では新しい方式でこの施設ができ得るわけでありまして。そういった意味では私どもは一般の普通の企業という点を乗り越えて、ある意味ではパートナーシップ、パートナー、相手、仲間という意識でのこの民間企業といえども博悠会に対する姿勢は持っていかなければいけないのではないかと考えております。そんなような根本的な姿勢を持ち

ながら今後とも協議すべき内容は協議していきたいというふうに思っていますので、その点もご理解いただきたいと思います。

それから、46名の雇用の促進の問題であります。ここで新たに一つの窓が開いたわけです。現実にはちょっとそれこそ実態が不足があるようでもありますけれども、私どもの努力が足りないと言えそうなるかもしれません。これからは鋭意努力しながらぜひ管内からの雇用の道が開けるように、これからは努力をさせていただき、こんなことも申し上げさせていただきたいと思っております。以上であります。

議長（高山 功君） 以上をもちまして、青木豊一議員の質問を終結いたします。

ここで10分間の休憩にいたします。

（休憩） （午後 2時58分）

（再開） （午後 3時10分）

議長（高山 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

順位3番、介護保険制度「改正」による影響の実態はどうなっているか、広域研究委員会の取り組みについて、障害者自立支援法のスタートにどう取り組むか。

15番渡辺正男議員。

（15番 渡辺正男君 登壇）

15番（渡辺正男君） 15番、渡辺正男です。本日最後の一般質問ですけれども、お疲れのことと思いますが、しばらくおつき合いをお願いします。

まず、第1番目ですが、この介護保険制度の今回の改正は、私はあえてかぎ括弧つき「改正」と書きました。大変改悪でありまして、介護保険当初の目的でありました介護の社会化、家族介護から社会的介護へ、こういった理念、これをもう完全に投げ捨てて制度の存続、制度の持続可能性という名のもとに介護の必要な皆さんに対して自立や自助を押しつけて社会的弱者の介護サービス利用を排除する大変な大改悪であります。私たち連合もこうした利用者の負担の深刻さ、実態をしっかりとつかんだ上で連合としてどんな対応をしなければいけないのかしっかりと検討をしていただきたいなというふうに思います。

第1番目、介護保険制度「改正」による影響の実態はどうなっているか。

（1）特養6施設における事業所、保険者、利用者の負担はそれぞれどう変わったか。

（2）社会福祉法人等の減免制度変更の影響は。対象者の一部拡大が行われましたが、要件が複雑になったり、軽減額自体が縮小されたりしております。こうした中で対象者数や軽減額がどうなったのかお願いしたいと思います。

- ( 3 ) 入所待機者の解消にどう取り組むか。
- ( 4 ) 低所得者への負担軽減は考えられないか。
- ( 5 ) 養護老人ホームの住所地特例の見直しへの対応は。

2 番、広域研究委員会の取り組みについて。

本年から、18年度から予算書を見させていただきますと立ち上げる予定ということで、この広域研究委員会の取り組みについてお聞きをいたします。

- ( 1 ) 研究委員の構成と選考方法は。
- ( 2 ) 研究内容と目的、期間は。

大きな3番目ですが、この障害者自立支援法の中身であります。基本的には障害者の皆さんに応益負担、1割負担を原則的に押しつける、こういった制度改正であります。私はこの応益負担という原則が、障害者の福祉にはなじまないというふうに思います。障害者が福祉サービスを受けるというのは応益という考え方ではなくて、ほかの人たちと一緒にいただきますか、足りない部分を補っていただく、そういったものが福祉サービスでありますので、このサービスを受けることによって、益を受けるということではなく、このマイナスの部分を埋めるという発想が正しいのではないかと思いますし、この障害者自立支援法について私も反対の立場であります。国会でも通りましたし、この18年度からスタートします。3番では、この自立支援法のスタートにどう取り組むかをお聞きいたします。

- ( 1 ) 認定審査会のメンバー構成と役割は。
- ( 2 ) 障害者を地域で支える体制づくりに広域連合はどうかかわっていくか。
- ( 3 ) 障害者のスポーツ活動をどう支援するか。

以上であります。

議長(高山 功君) 青木広域連合長。

( 広域連合長 青木 一君 登壇 )

広域連合長(青木 一君) ただいまの渡辺正男議員のご質問に対してお答え申し上げます。

第1点目、介護保険制度「改正」による影響の実態はどうなっているかの質問であります。

そのうちの1点目、特養6施設における事業所、保険者、利用者の負担はそれぞれどう変わったかという質問であります。

介護保険制度改正による事業所、保険者、利用者の負担の変化でありますけれども、昨年10月1日の改正により、介護報酬の引き下げと食費、居住費について本人負担となりました。まず、事業所である施設の場合であります。介護報酬の見直しにより介護サービス費

の収入減、食事の基準額については1人1日当たり2,120円の収入であったものが1,380円となり、740円の減額、居住費につきましては新たに全額収入増となります。

また、新たな制度として栄養マネジメント加算等が創設され、施設とするならば増収となります。

保険者にとっては、介護報酬が引き下げとなった分、食費、居住費が利用者負担となった分等、介護サービスの負担が減りました。

また、利用者におきましては、介護サービスの1割負担は減ったものの食費については全額負担となり、あわせて新たに居住費の負担が加わったこととなります。具体的な数値につきましては次長から補足をさせます。

次に、二つ目であります。社会福祉法人等の減免制度変更での影響はということになります。社会福祉法人等の減免制度改正での影響でありますけれども、生計が困難なもので市町村が認めたものについて施設の利用者負担を軽減する制度でありまして、平成17年10月の改正により、従来の2分の1の軽減だったものが4分の1となり、軽減額が縮小されました。

なお、この対象者数及び軽減額につきましては1年間を通じて年度終了後に算定をいたしますので、平成16年度の数値を申し上げたいと思います。対象者数53人、減免総額403万5,000円であります。うち市町村の補助額120万7,000円、施設負担額282万8,000円あります。

次に、三つ目であります。入所待機者の解消にどう取り組むかという質問であります。入所待機者は1月21日現在、323人あります。栄村の特養が70床ありますので、開所されれば、その分の解消は図れるかと思っておりますけれども、決して十分なわけではございません。新たな施設建設、運営は一時的な待機者解消にはなりますけれども、施設整備には財政的にも限界があり、新たに長期的な債務を負うこととなりますので、限られた財源の中で既存施設の改修、民営化等も含め、研究委員会等で今後協議してまいりたいと考えております。

4点目あります。低所得者への負担軽減は考えられないかという質問であります。低所得者への負担軽減につきましては、それぞれ市町村が施策として対応すべきであり、広域連合としては現行制度で対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。ちなみに、県下で軽減策を制度化している広域連合はありません。

次に5点目あります。養護老人ホームの住所地特例の見直しへの対応の質問であります。養護老人ホームの入所者は今まで介護保険によるサービスは受けられませんでした。平成

18年4月の介護保険法の一部改正により、養護老人ホームに入所をしている要支援、要介護は介護サービスが受けられることになりました。そのため施設の所在市町村介護保険に影響を及ぼすため重圧となりますので、養護老人ホームの入所者にも住所地特例を新たに適応をさせ、その介護費用は措置を行った市町村が負担をすることとなります。この見直しにより、連合としては特に対応すべきことはございませんけれども、養護老人ホーム入所者が介護サービスを受けられるよう介護認定の申請を進めているところであります。

二つ目の質問であります。広域研究委員会の取り組みについてということでちょうだいいたしました。

まず、研究委員の構成と選考方法はということでございますが、広域研究委員会につきましては、広域観光推進、広域保健福祉の研究で二つの課題につきまして、将来広域連合が進む方向性の研究を進めるものであります。

まず、初めに委員構成であります。地域を客観的にとらえられる委員として公募委員を各6名程度、計12名であります。市町村からの推薦委員として各6名、やはり12名であります。市町村観光及び保健福祉担当者各6名、やはり12名であります。合計36名程度を予定しており、そこにアドバイザーを若干名加え、委員会への助言等をいただきたいと考えております。

なお、観光推進のアドバイザーにつきましては、観光事業に精通する人材と考えておりますけれども、現在要望中である国土交通省の事業で地域振興アドバイザー派遣事業という制度があり、全国各地で活躍される人材の中からアドバイザーとして派遣していただく事業の活用も考えております。

保健福祉推進のアドバイザーにつきましても、健康福祉に精通した人材を考えております。また選考方法についてであります。市町村推進委員につきましては関係団体等から市町村の推薦をいただき、公募委員につきましては管内にこだわらず広く公募し、市町村担当者等の会議などで選考していきたいと考えております。

次に、研究内容と、その目的、また期間はという質問であります。研究内容と目的及び期間についてであります。最初に広域観光につきましては、平成15年度に広域的観光推進、幹線道路網整備調査研究会、この調査報告を受け、広域的に進めるべき具体的事業を実施してきたところであります。その研究会の積み上げたものを生かすためのステップアップとして、よりよい地域づくりとさらに広域が一体化できる方策を研究していきたいと考えております。

次に、保健福祉に関する研究委員会ではありますが、老人ホームの今後の運営方策として民間への運営の切りかえも視野に入れた中で、施設のあり方を中心に広域連合として推進すべく保健福祉の方向づけを研究するものであります。

具体的には、相互の研究委員会とも6月を目途に立ち上げる。委員会で出された意見を踏まえ検討し、それをまとめていきたいと考えております。また、研究内容によっては複数年にわたり研究を要することも想定されますが、平成18年度中にはその方向性を見出せるよう進めていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、具体的かつ効果的な委員会になるよう、ぜひ議員の皆様のお力添えをいただければと考えております。

次に、三つ目のご質問であります。障害者自立支援法のスタートにどう取り組むかという質問であります。

その一つ目であります。認定審査会のメンバー構成と役割はということではありますが、さきに提案を申し上げましたとおり、委員5名であります。委員構成は国が示した基準に沿って関係団体に協力をお願いをし、立ち上げてまいりたいと考えております。

審査会の役割は市町村が行った1次判定結果、医師意見書及び認定調査告知事項の資料の内容を踏まえ、障害程度認定基準に照らして審査をし、2次判定を行い、その判定結果を市町村に通知をするというものであります。

二つ目の障害者を地域で支える体制づくりに広域連合はどうかかわっていくかという質問であります。障害者を地域で支える体制づくりに広域連合のかかわりではありますが、障害福祉につきましては市町村がそれぞれ進めているところでございますけれども、現在連合としてのかかわりは特にございません。連合として今後かかわっていけるものがあるとするならば、構成市町村の意向を尊重しながら検討していく必要があると考えております。

三つ目の障害者のスポーツ活動をどう支援するかという質問であります。現在、それぞれの市町村で取り組まれておりますが、連合といたしましては大会等の開催予定があれば、スポーツの里づくり事業で支援できるかどうかを検討していきたいと考えております。

以上であります。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 連合長答弁に補足をしてお答えを申し上げます。

特養6施設における事業所、保険者、利用者の負担はどうなっているかということでございますが、まず事業所、施設分について申し上げます。1人1日当たりでありますけれども、

介護報酬の引き下げによりまして180円の減額、居住費として320円の増、新設された栄養管理体制加算により、管理栄養士を配置した施設については120円の増、栄養士を配置した施設については100円の増、それから基本食事サービス費の配置によりまして2,120円が減収となり、食事の本人負担1,380円が新設され740円の減であります。新設された栄養マネジメント加算によりまして、入所者の栄養状態を把握し適切な栄養管理を行うことによりまして120円の増ということで、施設の合計でございますが、360円の減収でございます。

続いて保険者であります。介護報酬でありますけれども、介護サービス費で162円の減、それから栄養管理体制加算で108円の増、栄養マネジメント加算で108円の増で合計54円の負担増であります。食費、居住費の補足給付分が負担増になりますけれども、これは利用者の負担段階によりまして食費で730円から1,080円の負担増、居住費で320円の負担増となっております。

続いて利用者でありますけれども、介護報酬であります、介護サービス費で18円の減、栄養管理体制加算で12円の増、栄養マネジメント加算で12円の増で、合計6円の負担増であります。

そのほかに食費は今まで食材料費として780円の負担であったものが、1,380円となり600円の負担増であります。それから居住費についてでございますけれども、320円の全額負担増であります。

以上であります。

議長（高山 功君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） それでは継続でさせていただきます。

ただいま、それぞれの6施設における負担の面から細かい数字でご説明いただいたのですが、施設全体として年間何千万とか何百万とか、そういう数字を示していただければと思っただんですが、10月議会での答弁の中で示された数字がそのままなのかとか、介護報酬が今年に入って1月の終わりごろですかね、新しい介護報酬が示されたと思うんですけれども、特別養護老人ホームにつきましては従来型の多床型については介護報酬なんかはかなり下がっているのではないかと思います。ユニット、個室については介護報酬を上げるということだと思っただんですが、その辺の新しい介護報酬に基づいて実際に6施設合計の事業所のプラス額、それから保険者の負担減、それから利用者の負担増、これがおわかりになりましたらご説明をいただければと思うんです。

18年度の予算書から計算しましたところ、当然当初予算同士の比較ですので、正しい数字かどうかわかりませんが、保険者負担が8,809万8,000円のマイナス、利用者負担は2,768万6,000円のプラス、負担増ですね。それから事業所とすれば6,041万2,000円の減収ということで、予算書の対前年比ということで計算はしてみましたけれども、この辺、実際に利用者の負担がどのくらい重たくなって、私は保険者の負担が高くなっているのではないかなというふうに思うわけです。その辺、わかるような数字でご説明いただければと思います。

それから、社会福祉法人等の減免制度、この軽減制度ということで先ほど連合長から答弁ありましたように、4分の1補助、軽減が縮小されたということであります。この中で資産に関する要件、従来はこれに適用される要件の年収額、これが今回150万まで拡大をされたわけですがけれども、この中に資産に関する要件、要は預貯金があるかないか、そういう中で単身の方ですと350万以下でないとこの制度は受けられないということになってまいります。この資産をどのように調査されるか、この点についてお答えをお願いしたいと思います。

それと年度末に処理ということでしたので、これからだと思っておりますが、変更された内容について利用者、入所者の皆さんにはどういうふうに説明をし、周知をされたかお聞きします。例えば、第2段階階層の方ですがけれども、これは新しい第2段階ということで年金が80万円以下の方が今までは2分の1利用料については、この福祉法人減免で2分の1になったわけですが、例えば月に4万円の負担であった方が、この2分の1を受ければ2万円ということで来たわけですが、4分の1に減ったことによって、月7,000円から8,000円程度の負担増になっていると。年金80万円以下というのは、言ってみれば限りなく生活保護に近い、場合によっては生活保護以下という数字だと思います。こういう方々にも容赦なく負担増がされているということは、本当に連合として、また市町村の保険者の皆さんもこの実態は把握された上で対応をしていただければというふうに思います。

入所待機者についてですが、1月21日現在、323人ということで説明がございました。昨年の9月末は329人ということで、若干減った、そのまま横ばいかということだと思っておりますが、この制度が変わったことによって負担増になる方々、大変でありますけれども、負担増があることを理由に、例えば待機というか、申し込みを辞退されたり、取り下げたり、それからまた退所をするというようなことが起こっていないかどうかお願いしたいと思います。

それから、待機者の中に要介護度1の方はどの程度いらっしゃるでしょうか。要介護度につきましては、要介護度1というのは要支援の2というふうに判定されるケースがあるわけでありまして、そうなった場合には入所から排除されるというようなことでもあります。今現在19人の要介護度1の方が入所されております。これは昨年の決算書をもとにしておりますけれども、一般的にはこの要介護度1の方の約7割が要支援の方に判定をされるのではないかというふうに言われております。この経過措置はあると思うのですが、経過措置が切れた後は、こういう方々は私たちのこの6施設から追い出されるというような状況になるのではないかというふうに心配をするわけです。この19人の要介護度1の方、それから待機、待っておられる方の中の入れなくなるかもしれない人の数、これを教えていただきたいと思っております。

それから、低所得者への負担軽減ですがけれども、引き続き10月と同じで市町村が対応すべき、広域では考えていないということでもあります。それぞれの市町村ごとに、こういった利用料の減免制度とか、独自に持っている市町村もあると思っております。この辺は連合として把握をされているかどうか、この管内です。管内の6市町村で低所得者に対する利用料なり、利用料の外に出た食費、あるいは居住費、そういったものに対する軽減措置を取り組んでおられる市町村、これについて把握をされておられるかどうか。

また、平成17年度税制改革によりまして、年金の収入が変わらないのに、この階層が上がってしまう方、この辺は補足給付が受けられないところに出てしまう人、利用段階で言いますと4、今現在2にいる方でもこういった利用段階4に行ってしまうと補足給付が受けられないということで大変な大幅負担増、実質的には青天井というような、そういう負担増が強いられるわけでございます。この税制改正によって、どの程度利用階層、あるいは課税の段階が動きがあるのか、もしおわかりでしたらお願いしたいと思います。

こうして収入が変わらないのに、それぞれの市町村で払う保険料、またこうしたサービスを利用する中での利用料、これの大幅アップ、こうした実態をしっかりと把握をした上でサービスを利用したくてもできない人、お金がなくて入所を断念されるような方が出ないように、またお金持ちしか入所できないような、そういった施設にはならないというふうに私は考えるわけでありまして。

保険者であります市町村とこうした実態を把握した上で、この社会福祉法人軽減の独自案、例えば80万円以下の人でも4分の1の軽減しか受けられなくなってしまったわけですがけれども、一部の市町村ではこれを継続して2分の1、4分の1を市町村で上乘せして80万円

以下の方には経過措置を講じている市町村がございます。県内では松本市がそうでありますがけれども、先ほどの全体としての保険者負担が一定程度軽くなった分、これは広域と市町村が相互で協議しながら、この社会福祉法人軽減を上手に活用していただいて、利用したいのにそういった負担が大きいがために退所をしなければいけない、また入所したいのに取り下げるような形になる、そんなことがないようにぜひともお願いしたいと思います。

項目が大変多くて、ちょっと大変ですので、この介護保険制度については、ここで一たん切って、もう1回、3回目のときに残りのものについては質問させていただきます。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 大変多岐にわたって、そしてまた細部にわたっての再質問でございますが、一つずつお答えを申し上げたいと思います。

まず、一つ目の施設全体としての負担の増減はどうなっているかというご質問でございますけれども、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、数字で申し上げましたとおり、18年度の当初予算と17年度の当初予算を比較した、その数字がそのまま10月1日の制度改正にかかわるものというふうにとらえていただいて結構でございます。若干、介護度の変更等々が伴っての減収分もございますけれども、数字申し上げますと6,041万2,000円、6,000万円ほどの減収になっております。それから、それぞれ施設ごとの減収は今申し上げたのですけれども、今度は利用者と保険者それぞれ負担の増減はどうなっているかという部分でございますけれども、これにつきましては先ほど私の方で数字的に申し上げました。

保険者の関係でございますけれども、保険者につきましては、食費の関係で所得階層によって幅がございますけれども、サービス費の方の関係で54円の負担増、それからそこにプラス食費の関係で730円から1,080円の負担増、それからさらに居住費で320円の負担増というようなことで、非常に1,104円から1,454円ほどの負担増になるかと思います。保険者の方の負担でございます。

それから、利用者の負担でございますけれども、利用者の方も実はもう既に食費、それから居住費の部分も負担増になっておりまして、先ほど申し上げました6円がサービスにかかわる部分の負担増でございます。そのほかに食費と居住費の関係でそれぞれ600円の負担増、それから居住費で320円の負担増というような数字になってございます。

ちょっとトータル的には出してございませぬけれども、それぞれ利用者が負担増、済みませぬ、保険者の方は負担増ではなくてマイナス、負担減でございます。負担減になってござ

います。そのトータルが施設では6,000万円ほどの減収になってございます。

それから、社会福祉法人の減免について、どういうふうに調査をして対象としているのかというご質問でございますけれども、社会福祉法人の減免につきましては一応市町村のすべて認定でございます。市町村が認定をして、その通知を受けて施設の方で減免措置をとっているということでございます。その結果、先ほど連合長の方から答弁申し上げましたとおり53人の方が減免を、16年度で53人の方が減免を受けているという内容でございます。

それから、入所待機者の関係でございますけれども、その負担増が理由で申し込みを渋る人、あるいは退所した人がいないかというご質問でございますけれども、負担増で退所した方がいるという方は今現在ございません。退所の方はございません。ただ、申し込みについてでございますけれども、申し込みにつきましても、申し込みはその辺の理由までついてございませんので、細部にわたってはちょっとわからない部分がございますけれども、今まで9月末現在329人であったものが、この1月23日現在323人で横ばい、今まで増加傾向であったものが確かに横ばい、ふえてはいない現象が出てきておるわけですが、それがどの程度影響しているかというのは正直な話、ちょっとつかんでございません。

それから、経過措置の関係で介護度1の方は何人いるのかということでございますけれども、現在、6施設の合計で要介護1の方が11名いらっしゃいます。この11名の方が今度はここで要支援、あるいは介護1にそれぞれ分かれていくわけですがけれども、現在は経過措置が設けられてそのまま継続介護ができるわけですがけれども、その辺につきましては、法を見ながら、状況を見ながら進めていきたいと思っております。要支援1になったから、要支援2になったから、あなたもう入所対象になりませんよというわけではございません。経過措置で入所できるという考え方でございます。

それから、低所得者の軽減措置をとっている市町村はということでございますけれども、現在、この管内では6市町村は私ども聞いておりません。何か話を聞きますと松本市で軽減策をとっているということでございますけれども、それは松本市が単独でとっているというふうに若干お聞きをさせていただきます。

それから、年金の収入が変わらないのに、階層区分が出てくるという方についてのご質問でございますけれども、今回の経過措置として階層区分が2段階上昇する場合には、1段階で抑えなさいという経過措置がございます。ですから、その経過措置の中で対応していきたいというふうに思っております。

それから、最後のご質問でございますが、金持ちしか入れない施設とならないようにして

いかなければならないというご質問でございますけれども、私どももそのように同感でございます。やはり等しくだれでも入所できる施設に向けてこれからも施設運営を続けていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（高山 功君） 15番、渡辺正男議員。

15番（渡辺正男君） 介護保険については幾つか確認をさせていただきたいと思います。入所待機者の解消についてですけれども、横ばいの理由はよくわからないということでした。博悠会の施設ができたとしても、この人数ですと3年待ち、4年待ちというのが普通でございます。昨年は入所できた方は82名です。新しく開所されます施設につきましては、一たん埋まるとそう空きが出てこないのではないかと思いますので、やはり3年、4年待たないと入所できないのかなと思います。

財政が厳しいということで新設は割と後ろ向きな連合長の答弁だったと思うのですが、改修をしたり、民営化とかを含めて検討という答弁でございました。今現在、連合のこういった施設の起債でありますけれども、起債の残高が18年度末どのくらいになるのか。また逆に今度は財調基金の残高はどのくらいあるのか。当然基金がたまっているから使ってしまうということではなく、当然施設も古くなってくるわけですから、改修、減価償却という形で当然取っておかなければいけないお金だと思うんですが、やはり入所待機をされている方、本当に入れたいがために家族の皆さんが職場をやめなければいけなくなったり、正規雇用で働くことができない、そういったことが現実には起こっているんだというふうに思います。そういったことがないように、やはり計画性を持って入所施設の定員増、これに取り組んでいただきたいと思います。それに対して連合長のお考えをもう一度お願いしたいと思います。

それから、養護老人ホームの見直しでありますけれども、措置施設でありますけれども、介護サービスが受けられるようになるということで先ほど説明をいただきましたが、国が示した基準でありますと、三つのパターンが用意されております。措置施設として存続しながら外部の介護サービスを利用する、そういった施設、これがまず一つ目であります。先ほどの説明ですと、これなんだろうなというふうには思いますが、二つ目にはケアハウス、契約施設への転換、こういう選択肢もございます。これは入所される皆さんはかなり高額負担であると思いますので、これも大変だなと思いますけれども、3番目に今申し上げました1と2、ケアハウスと措置施設、両方の2部門を有する施設として転換をしていくという方向性が、三つ選択肢が示されているわけですが、将来的にこの養護老人ホームをどん

な方向へ持っていくのか、その考え方を連合長からお聞きしたいと思います。

広域の研究委員会につきましては、大変前向きな取り組みだと思っておりますし、広域の観光や福祉につきましては、公募の委員という言葉いただきました。私も大賛成です。今までの貯金の果実だけで運営するような広域ではなくて、やはり一歩、二歩前に進んで発展性のある広域へ変わっていく、そうしたきっかけになってくれればというふうに私も期待を申し上げます。

それで最後に、障害者の自立支援について幾つか質問させていただきます。先ほど対象となる人は管内で500人くらいというような説明があったと思うのですが、私の感度ではちょっと少なすぎるのではないかなというふうに思うのですが、3障害の合計で管内でありますと、もうちょっと数あるのかなというふうに思いますし、ぜひとも先ほど構成については説明いただきましたが、やはり障害者本人の実態、それからどんな支援を必要としているか、そういったことを的確に考えた上で公平な判定をしていただきたいなというふうに思いますし、当事者の意見が反映されるような、そういった形にぜひとも持っていただきたいというふうに思います。

それから、障害者を地域で支える体制づくりですけれども、一つお聞きしたいのは、この連合として地域の障害者の雇用をどの程度受け入れているか。この障害者の雇用をもし今の数字以上にふやしていくお考えがあるかどうか。また、障害者の皆さんの働いているそういった授産施設や共同作業所、そういったところに仕事を出すとか、そこでつくったものを購入するとかいうような形で、この地域の障害者の雇用の確保をぜひとも連合としても取り組んでいただきたいと思っておりますし、これから自立支援法というのは、その施設に通い出したらずっとそこに通っていればいいということではなくて、基本的には一般就労へ移行していく、そのための訓練というような位置づけになってくるわけでありまして。なかなか、その障害を持った人の働く場というのが管内にはなかなかないわけでありまして。昔は、キノコ産業の盛んな地域でありますので、そういったところが結構障害者の働く場として受け皿になっていただいていたのですが、最近もキノコ業界も大変冷え込んでいるというようなことで、現実には共同作業所や授産施設で働くしかないという形が多いんだと思っております。この地域でやはりどんな皆さんが支援を必要としているか、そういった実態をぜひとも把握をしていただきたいなと思うんです。住む場所と、これはグループホームとか入所施設ですね、そういった住む場所、それから働く立地の場、それからそれを援助する支援サービス、この三つですね、三つがしっかり整った上でなければ、この自立支援法というのは本当に体を成さな

いと。これだけのサービスを得られますよというふうにスタートしますけれども、地域にはこのサービスはない、こういう住む場所はない、就労の場もない、けれどもこの中で選んでください。あるものの中でしか選べないというような状況では困るわけです。ぜひとも、その広域全体で市町村ごとにその基盤整備について考えるのではなくて、これは市町村、当然保険者になりますし、責任を負うのは市町村でありますけれども、やはり障害者の皆さんというのは老人、介護保険を受ける利用者に比べますと、圧倒的に人数が少ないわけです。そうした中で、広域の中でどんな施設が必要なのかというのは、それぞれの地域のバランスを考えながら整備をしていく必要があるというふうに私は考えます。

ですから、地域にありますそういった例えば高水福祉会とか、さまざまな社会福祉法人とかございます。そういったところとやはり連携、協議をしながらどの地域にこういったグループホームが必要だね、この市町村に共同作業所が必要じゃないか、そういったバランスはやはり広域的な観点が必要だというふうに考えます。2,000人とか、5,000人ぐらいの村ですべてのメニューを用意するというのは大変なことでもあります。やはり広域の観点でぜひとも市町村と一緒にあって、この基盤整備には取り組んでいただきたいと思います。これにつきまして連合長のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、最後の障害者のスポーツ活動ですが、スポーツの里づくりの活用を検討していただけるという答弁を先ほどいただきました。この地域はスペシャルオリンピックス、まだ記憶に新しいですけれども、またパラリンピックも成功させた地域であります。しかし、選手の育成、これがなかなか進んでいないのも現実であります。なかなかこうした障害者の皆さんがスポーツをする条件が整っていないわけであります。実際に、パラリンピックで活躍をされた選手が実際には社会に出てから養護学校にいるときにパラリンピックで活躍した選手ですけれども、社会に出たらとてもじゃないけれども、スポーツを続けられない。やはり練習場所に移動する足もなかったり、コーチがいなかったり、仕事との兼ね合いでなかなかスポーツが続けられないという条件があるわけです。こうしたことに対して、やはり広域のスポーツの里づくり、上手に使っていただいて、パラリンピックやSOを成功させた地域として恥ずかしくない選手の育成、それからそういったことに対する支援をぜひとも取り組んでいただきたいなと思います。それに対して連合長のお考えをお聞きして終わりたいと思います。

議長（高山 功君） 青木広域連合長。

広域連合長（青木 一君） 私の方からただいまの質問に対してお答えできることはお答えさ

せていただき、数字等を含めたものに対しての補足はまた次長の方から補足をさせていただきたいというふうに思います。

待機者、300人を超す待機者があるわけでありまして。先ほども答弁申し上げましたが、博悠会が建設してくださる栄村にも特養施設ができたとしても、根本解決には至らないわけでありまして。そうしたことが時代背景にある中で、先ほど申し上げましたけれども、新年度からは観光面も含めてでありますけれども、二つの研究会を立ち上げてさらに突っ込んだ研究をしていきたいということのご提案を申し上げさせていただいているわけでありまして。

確かに、連合の起債残高をしっかり把握し、また財調、基金の残高もしっかり承知しながら、連合そのものの財政的な体力を考えながら施設の老朽化に対する、また施設に対する転換をしていったり、また増改築等を考えたり、また新築等を考えたりしながら、まさにこの研究会の大きなテーマになるわけでありまして。

また、この研究会の皆さんにおける公募委員のお話もちよっとありましたけれども、こういう中ではその施設等の整備にかかわる問題だけにとどまらず、この地域の障害を含めた福祉でありますけれども、発展性のある広域連合として新たな着手すべきものが、どんなところがやはり連合としてふさわしい事業として結びついていくのか、こういうこともこの研究会の大きな課題になるのではないかと考えているわけでありまして。そんなこと等を考えながら18年度、まずこの研究会の成果を見させていただきながら、新たなるさらなることを考えていかなければいけないならば、またその研究を深めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

数字等につきましては、次長の方から答弁させていただきます。

議長（高山 功君） 事務局次長。

事務局次長（松木隆一君） 補足して答弁を申し上げます。

まず、1点目の起債の残高ということでございますけれども、平成18年度、新年度末でございます。予算計上をしております。償還をしました段階では18年度末現在では18億9,690万229円の起債残高となります。それから今現在の基金現在高でございます。これは6施設に養護も含めてでございますけれども、14億8,050万円の基金現在高でございます。

それから、養護の施設の展開等、将来的にどうしていくかということでございますけれども、養護老人ホームにつきまして、やはり低所得者対策ということもございまして、養護施設をなくすというわけではございません。施設での組織もあるわけですが、その中で

は民間の養護老人ホームについては特養に切りかえていきなさいよというお話が進んでいるというふうにお聞きしてございます。ですから、この部分につきましては、もう若干推移を見たり、それから先ほど連合長の方からも申し上げましたように、研究会の中で、また若干協議を深めていただければとも思っております。

それから、障害者雇用の関係でございます。障害者雇用につきましては当連合といたしましても積極的に雇用すべく進めております。自治体に課せられている2.1%につきましては、もう既にクリアをしておるわけでございますけれども、また18年度におきましてはさらにいで湯の里、それからふるさと苑におきましても障害者雇用の方向で現在予算計上をさせていただいてございます。さらに雇用拡大、期待を述べられたように雇用拡大をしていきたいと思っております。

それから、グループホームの関連で地域の障害者福祉のあり方云々というお話がございました。実は、グループホームにつきまして高水福祉会で設置運営をしておるわけでございまして、連合として云々はございません。もし何かの機会があって話し合いがありますれば、そんな機会がありますれば、こんな話も出てきたよということでお話をさせていただければと思っております。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

それから、スポーツの里づくり事業といたしまして、先ほど連合長の方からも答弁いたしましたとおり、スポーツの里づくり事業で取り込んでいけるかどうか検討をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（高山 功君） 以上をもちまして、渡辺正男議員の質問を終結いたします。

### 3 討論、採決

議長（高山 功君） 日程3 討論、採決を行います。

初めに討論を行います。討論のあります方は早急に書面をもって議長の手元まで通告願います。なお、発言通告書は事務局長のところにあります。

ここで10分間の休憩といたします。

（休憩） （午後 4時10分）

（再開） （午後 4時20分）

議長（高山 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

討論の通告がありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに議案第1号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(高山 功君) 起立全員であります。よって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例案について採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(高山 功君) 起立全員であります。よって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成17年度一般会計補正予算(第2号)について採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(高山 功君) 起立全員であります。よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成18年度一般会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(高山 功君) 起立全員であります。よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成18年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算から議案第9号 平成18年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算までの5議案について一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長（高山 功君） 一括して採決することに異議がございましたので、個々に採決いたします。

議案第5号 平成18年度特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（高山 功君） 起立多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 平成18年度特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（高山 功君） 起立多数であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 平成18年度養護老人ホーム高社寮事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（高山 功君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 平成18年度特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（高山 功君） 起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 平成18年度養護老人ホーム千曲荘事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(高山 功君) 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 平成18年度特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(高山 功君) 起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 平成18年度特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(高山 功君) 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成18年度特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(高山 功君) 起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 平成18年度ふるさと市町村圏事業特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第13号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(高山 功君) 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成18年度公平委員会特別会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第14号について、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(高山 功君) 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 公平委員会委員の選任の同意について採決いたします。

お諮りいたします。議案第15号について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(高山 功君) 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり同意されました。

議長(高山 功君) 以上で予定した議事は全部終了いたしました。

(「議長」と呼ぶ声あり)

17番、青木豊一議員。

17番(青木豊一君) 大変お忙しいところでございますけれども、議事進行等についてお願いしたいのですが、ご承知のように、各自治体、議会等で大変お骨折りいただいております豪雪対策につきまして、意見書の提案を追加して議題にさせていただきたいということの動議であります。豪雪に伴う国及び県の財政等の支援を求める意見書についてというものでありますが、よろしく議長さんの方で取り計らいをお願いしたいというふうに思います。

議長(高山 功君) ただいま青木議員から豪雪に伴う国及び県の財政等の支援を求める意見書案の提出の動議がありました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩)

(午後 4時33分)

(再開)

(午後 4時35分)

議長(高山 功君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### 4 議第 1号 豪雪に伴う国及び県の財政等の支援を求める意見書について

議長(高山 功君) 地方自治法第112条第1項及び第2項並びに北信広域連合議会会議規則第14条の規定により、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、これを日程に追加し、直ちに議題といたします。議第1号 豪雪に伴う国及び県の財政支援等を求める意見書(案)について事務局次長より朗読いたします。

事務局次長。

事務局次長(松木隆一君) 議第1号 豪雪に伴う国及び県の財政等の支援を求める意見書について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により、別記意見書を関係行政庁に提出するものとする。

平成18年2月16日 提出

提案者 北信広域連合議会議員 青木 豊一

賛成者 北信広域連合議会議員 荻原 勉

賛成者 北信広域連合議会議員 中嶋 元三

賛成者 北信広域連合議会議員 高木 尚史

賛成者 北信広域連合議会議員 武田 貞夫

賛成者 北信広域連合議会議員 渡辺 正男

賛成者 北信広域連合議会議員 吉岡 勝

賛成者 北信広域連合議会議員 藤木八十治

賛成者 北信広域連合議会議員 武田 典一

#### 豪雪に伴う国及び県の財政等の支援を求める意見書(案)

昨年12月中旬から記録的な積雪となり、1月18日現在、全国各地で死者102人、負傷者1,382人と豪雪による人身事故が発生している。また、住宅被害や農作物などが甚大な被害を受けている。

北信広域連合管内全市町村においては、1月初旬に2メートルを超す積雪となり、年々年初には豪雪対策本部等をそれぞれ設置し、人命第一の立場で、必死に対応にあたってきたと

ころであります。長野県豪雪対策本部北信地方部の1月31日現在の集計によると、当北信広域連合管内においては、死者5人、重軽傷者58人、住宅被害では全壊1棟、一部半壊14棟、床上浸水1棟、床下浸水4棟、非住宅被害28棟、また、ライフライン関係にも被害が及んでいる。特に道路関係においても国道405号線は1月8日から9日間全面通行止め、その後1ヶ月近く地域住民限定で日中の一定時間以外通行止め、今日も昼間時間は一般車両を含め通行可能になりましたが、夜間は引き続き通行止めが続いています。さらに、地域の基幹産業である農業とりわけ果樹関係の被害は、農家に数億円の重大な打撃を与え、更なる被害の増大が予想され、地域の生活と暮らしに深刻な影響を及ぼしている。

関係自治体においても、除・排雪費は去年の2倍に膨れ上がり、自治体財政は深刻な財源不足と重なり、新年度予算編成に苦慮しているのが現状である。

よって、北信広域連合議会は、地域住民の命と健康を守り、生活不安を解消・軽減するため、下記事項について、国及び県において速やかに対応されるよう強く要望する。

#### 記

##### 1 生活関係に対する支援について

雪害救助員の日当を、実勢単価に引き上げること。

道ふみ支援事業で「かんじき」で踏むものも災害救助法の対象にすること。

雪害救助員派遣制度を特別豪雪地帯に準ずる地域にも適用すること。

##### 2 一般除・排雪及び道路関係に対する支援について

市町村道の除・排雪費に対する国庫補助金を実態に沿うように大幅に増額すること。

除・排雪費に対し、特別交付金の前倒しでなく、増額すること。

国道117号線のS字カーブの危険箇所を、早急に無散水消雪施設の整備をすること。

県道長瀬・横倉（停）線の道路拡幅及び勾配の改良を速やかに実施すること。

村道秋山郷・森宮野原（停）線を早急に県道に格上し、改良工事を速やかに行うこと。

##### 3 農業被害に対する支援について

ハウス等農業用施設復旧費及び果樹等樹体被害に対する苗木、支柱、ボルト及び癒合材（傷口保護）等に対し、実勢にふさわしい財政支援をすること。

農業被害対策及び防止、加温ハウス等への燃料補給及び苗床などのための農道除・排雪に対し、実勢にふさわしい財政支援をすること。

樹園地等の被害防止を図る消雪・融雪剤に対し、実勢にふさわしい財政支援をすること。

廃ポリ、廃パイプ等施設処理・運搬費用に対し、実勢にふさわしい財政支援をすること。

果樹共済制度の拡充を図り、国県の財政支援を拡充すること。

#### 4 その他

特別豪雪地帯・激甚災害指定の要件緩和を図ること。

今冬の豪雪に対し、被害世帯・農家が長期で低利の融資制度が利用できるよう措置を講ずること。

特別豪雪地帯の自動車税の減免制度の復活を図ること。

以上であります。

議長（高山 功君） 暫時休憩といたします。

（休憩） （午後 4時42分）

（再開） （午後 4時46分）

議長（高山 功君） それでは休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

それでは提案者の説明を求めます。

17番、青木豊一議員。

（17番 青木豊一君 登壇）

17番（青木豊一君） 17番青木豊一でございます。大変お疲れのところを緊急動議をお願いしたわけでありますが、議長及び議員各位のご理解で議題が組まれたことに対して心から御礼申し上げます。

なお、議第1号 豪雪に伴う国及び県の財政等の支援を求める意見書について提案説明を行いたいと思いますが、既に意見書案にも詳細に述べてありますし、議員各位におかれましてはそれぞれの自治体において、これらの施策について鋭意ご努力をいただいているというふうに思います。ぜひ、皆さん方の今日までの努力、そしてまた自治体首長など関係者のご努力が向けられる方向に前進できますように、本意見書をぜひご賛同いただきますことを心からお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（高山 功君） 議案質疑を行います。

議第1号 豪雪に伴う国及び県の財政支援を求める意見書（案）についてを行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高山 功君） ありませんので、議案質疑を終結いたします。

続いて討論を行います。討論のあります方は早急に書面をもって議長の手元まで通告願います。

なお、発言通告書は事務局長のところにありますので、お願いします。

ここで暫時休憩いたします。

( 休 憩 ) ( 午後 4 時 4 9 分 )

( 再 開 ) ( 午後 4 時 5 0 分 )

議長(高山 功君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告がありませんので、以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。議第1号 豪雪に伴う国及び県の財政支援を求める意見書(案)について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

( 起 立 多 数 )

議長(高山 功君) 起立多数です。よって、議第1号は原案のとおり可決されました。

議長(高山 功君) 以上で予定した議事は全部終了いたしました。

ここで広域連合長からあいさつがあります。

青木広域連合長。

( 広域連合長 青木 一君 登壇 )

広域連合長(青木 一君) 2月定例会の閉会に当たり、一言御礼のごあいさつを申し上げます。させていただきます。

2月8日に開会をさせていただき、本日までの9日間にわたっての会期中、議員各位におかれましては上程を申し上げました各議案とも慎重にご審議をいただき、そしてなおかつお認めをいただき、まことにありがとうございます。

今後とも広域連合として広域的に取り組むべき事業及び地域の福祉の向上はもとより、地域経済の発展に向けた取り組みをさらに進めてまいりたいと思っております。

議員各位におかれましては、今後とも北信地域発展にご支援、ご協力を賜りますよう、より一層のお願いを申し上げますとともに、ご健勝にてご活躍をされることをご祈念申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。(拍手)

## 5 閉 会

議長(高山 功君) 以上をもちまして、平成18年第1回北信広域連合議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

(閉 会)

(午後 4時54分)

以上会議のてん末を記載し、相違ないことを証明するためここに署名する。

平成18年2月16日

北信広域連合議会

議 長

署名議員

署名議員